

平成29年度 第1回建設事業評価有識者会議 会議録

開催日時：平成29年9月6日（水）14時から17時15分

開催場所：大阪市役所 屋上階（P1） 共通会議室

開会

○式地P D C A担当課長代理

それでは定刻となりましたので、ただいまより平成29年度第1回大阪市建設事業評価有識者会議を開催させていただきます。

本日は、大変お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行役を務めさせていただきます市政改革室P D C A担当課長代理の式地でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、お断り申し上げます。本市では、市内環境管理計画に基づきまして、全庁的に省エネルギーに取り組んでおります。その一環として、現在、適正冷房及び軽装勤務の取り組みを実施しておりますので御協力をお願いいたします。

本日の会議の終了予定時刻は、17時15分を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、今年度から御就任いただきました委員の皆様による最初の会議でございますので、委員の皆様の御紹介をさせていただきます。資料の1枚目、議事次第の裏面にございます大阪市建設事業評価有識者会議委員名簿をごらんいただきたいと思います。

それでは御紹介させていただきます。

大阪市立大学大学院工学研究科教授、内田敬様です。

○内田委員

内田でございます。よろしくお願いいたします。

○式地P D C A担当課長代理

関西大学環境都市工学部教授の岡絵理子様におかれましては、本日は所用のため御欠席でございます。

続きまして、神戸大学大学院工学研究科准教授の織田澤利守様です。

○織田澤委員

どうぞよろしくお願いいたします。

○式地P D C A担当課長代理

続きまして、神戸大学大学院経営学研究科教授の正司健一様です。

○正司委員

正司です。よろしくお願いいたします。

○式地P D C A担当課長代理

公認会計士の松井年志子様です。

○松井委員

松井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○式地P D C A担当課長代理

弁護士の山本浩貴様です。

○山本委員

山本です。よろしくお願いいたします。

○式地P D C A担当課長代理

続きまして、大阪市の出席者でございますが、羽東市政改革室長です。

○羽東市政改革室長

皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

○式地P D C A担当課長代理

池上P D C A担当部長です。

○池上P D C A担当部長

池上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○式地P D C A担当課長代理

小林P D C A担当課長です。

○小林P D C A担当課長

小林です。よろしくお願いします。

○式地P D C A担当課長代理

和田P D C A担当係長です。

○和田P D C A担当係長

和田です。よろしくお願いします。

○式地P D C A担当課長代理

それでは、会議の開催に当たりまして、市政改革室長の羽東より御挨拶申し上げます。

○羽東市政改革室長

皆様、本日は大変お忙しいところ第1回平成29年度の建設事業評価有識者会議にお集まりいただきましてありがとうございます。

昨年から私も本会議のほうを担当させていただいておりますけれども、今年度につきましては、また新たな3名の委員の方に加わっていただきますと共に、事業評価という形だけではなく、事業再評価ということで、5年というような節目ですけれども、その対象となっている事業もございます。

昨年と同じように、この会議の目的は、有識者の皆様に我々の進めている施策について、外部の観点からしっかりした評価をいただくと共に、それをそれぞれの所属で、しっかり考え方をお聞きした上で、聞いただけにならずしっかりこれを施策に反映していくということでございますので、忌憚のない意見、また議論もお願いいたします。

甚だ簡単ではございますけれども、私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○式地P D C A担当課長代理

それでは、議事に入ります前に、配付資料を確認させていただきます。

1枚目の議事次第の次、資料の右肩に資料番号がつけてございますが、資料1の今年度の有識者会議の進め方、資料2の大規模事業評価の実施方針、資料3の、本日御意見をいただく大規模事業評価の調書の資料、資料4の事業再評価の実施方針、資料5-1から5-8として、こちらにも本日御意見をいただく事業再評価対象事業の一覧表や説明資料、評価調書、費用便益分析、次に資料6の継続中事業の自己評価結果、最後に資料7の大阪市P D C Aサイクル推進要綱の改正案でございます。

資料に不足等はございませんでしょうか。

議題(1)座長の互選等について

それでは、議題のほうに入りたいと思います。

まず議題の1つ目でございます。座長の互選等についてですが、本日は委員就任後、初めての会議でございますので、座長の選出をお願いしたいと思います。

座長につきましては、大阪市建設事業評価有識者会議開催要領第4条第1項の規定で、委員はその互選により有識者会議の議事を進行する座長を定めることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

○松井委員

建設事業評価の専門性やこれまでの御経験等を考慮いたしますと、前回から引き続き内田委員をお願いしてはいかがでしょうか。

○式地P D C A担当課長代理

ありがとうございます。ただいま、松井委員から内田委員を座長にとの御発言がございましたが、皆様、いかがいたしましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○式地P D C A担当課長代理

御異議がないようですので、内田委員に座長をお願いすることといたします。よろしくお願いいたします。

いたします。

それでは、内田座長より御挨拶をいただきたいと思います。

○内田座長

どうも座長をお認めいただきましてありがとうございます。

前回に引き続きということで、経験だけはあるであろうということで、御指名いただいたこともありますけれども。これまでの経験から申し上げて、冒頭、羽東室長がおっしゃられたように、外部の意見がいろいろ要するという組織、委員会はたくさんありますけれども、それを踏まえて、きっちりやっていくというところに関していうと、必ずしも加わってないところもあるように、この委員会においては、きちんとP D C Aで言ったことが反映される。それから、担当の部局だけではなくて、この会の運営自体のほうにも、きっちり反映しているというかできているというふうに考えております。

ですから、これからの任期においても、引き続き遠慮なく、前向きな方向で意見を申し上げていきたいと思っていますので、今回から御参画いただく委員の皆様も何とぞよろしく願いいたします。

簡単ですけれども、挨拶とさせていただきます。

○式地P D C A担当課長代理

ありがとうございました。

続きまして、座長代理の指名をお願いしたいと思います。大阪市建設事業評価有識者会議開催要領第4条第2項の規定において、座長が指名することとなっております。

内田座長、いかがでございましょうか。

○内田座長

はい。私から見ると、先輩に当たっていて、私のほうからも下手すると非常に失礼に当たる感じもしますけれども、正司先生にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○式地P D C A担当課長代理

よろしいでしょうか。

それでは、正司委員、よろしく願いいたします。

○正司委員

よろしく申し上げます。

○式地P D C A担当課長代理

それでは、これからの議事進行につきましては、内田座長をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議題(2)平成29年度 建設事業評価の進め方について

○内田座長

はい。それでは、これから議事次第に従いまして、進めさせていただきます。

冒頭、事務局からありましたように、終了は5時15分ということですが、てきぱきとやれば十分におさまる時間だと思いますので、過剰に遠慮されることなく、必要なことについては時間をとってご議論いただければと思います。

では、議事次第にあがっております内容で、議事の2つ目、平成29年度建設事業評価の進め方について事務局から説明をお願いいたします。

○小林P D C A担当課長

はい、それでは、平成29年度建設事業評価の進め方につきまして、説明させていただきます。

お手元の資料1、平成29年度大阪市建設事業評価の有識者会議の進め方案をごらん下さい。今年度の建設事業評価の進め方ですが、大規模事業評価と事業再評価、あわせて2回の有識者会議の開催を予定しており、本日、9月6日が第1回、そして、11月21日に第2回会議を開催したいと考えております。

本日の第1回会議において、大規模事業評価では、柴島浄水場施設運転用自家発電設備整備、事業再評価では、4つの事業について事業の説明や質疑応答を行い、委員の皆様の御意見等をいただきたいと存じます。

次に、委員の皆様からいただいた御意見を取りまとめて、確認させていただいた後、10月ごろに有識者会議の御意見として公表する予定でございます。

11月の第2回会議においては、事業再評価では、2つの事業について、大規模事業評価でも2つの事業について実施する予定でございます。

そして、委員の皆様からいただいた御意見を取りまとめて確認させていただき、12月から1月ごろに有識者会議の御意見として公表する予定でございます。

最後に、来年2月ごろを目途に今年度の大規模事業評価及び事業再評価について、有識者会議の御意見を踏まえた大阪市の対応方針を決定し、公表する予定でございます。

説明は以上です。

○内田座長

はい、ありがとうございました。

事務局から説明がありました内容について御質問、御意見ございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、私から確認だけですけれども、案件の具体的なものについては、2つに分けて第1回9月と第2回11月、最後の取りまとめの対応方針については、年度毎にまとめているということですが、これはもうこういったものでしょうか。

○小林P D C A担当課長

そうですね。例年、会議を分けていても、対応方針は一括して公表させていただいております。

○内田座長

対応方針を大慌てで可能な限り早く公表するということの必要性というのは余りないという理解でよろしいですか。

○小林P D C A担当課長

年度末にかけて、しっかりした対応方針に仕上げていくのが望ましいと考えております。

○内田座長

年度単位で予算をはじめ事業の方針はおりにているので、きっちりとけりをつけるという、積極的な目的があつてまとめて、でよろしいですか。

いかがでしょうか。

それでは、議題の2の建設事業評価の進め方については、事務局からの提案どおりということで、進めていただきたいと思います。

議題(3)大規模事業評価について

ア大規模事業評価実施方針

それでは、議題(3)につきまして、大規模事業評価についてですけれども、まず、ア大規模事業評価実施方針について、資料の2ですが、事務局から説明をお願いいたします。

○小林P D C A担当課長

はい。それでは、資料2、平成29年度大阪市大規模事業評価実施方針をごらんいただきたいと思います。

これは、今年度の大規模事業評価の実施に当たって、必要な事項を定めたもので、評価対象事業、評価の時期、評価の視点、評価の方法、公表の方法などを定めております。

まず、第1評価の実施ですが、一定基準以上の事業費を要する大規模な事業について、その必要性、効果及び事業費の妥当性等の視点から評価します。

評価対象事業及び評価の時期につきましては、別表をごらんいただきたいと思います。本日第1回会議の対象事業は、水道局所管の柴島浄水場施設運転用自家発電設備整備で、評価の時期は、先ほどの資料1で説明したとおりでございます。

また、この表には掲載しておりませんが、第2回会議で、他に2つの事業の大規模事業評価を実施す予定で、現在、関係部局と調整しているところでございます。

評価の視点は、昨年度から一部変更しております、事業の必要性、事業の効果の妥当性、事業費等の妥当性、事業の継続性、安全・環境への影響と対策、PPP/PFI手法等の検討状況という6つの視点で評価していただくことを考えております。

先ほどの別表の次のページに、大規模事業評価の視点という参考資料をつけておりますので、ごらんいただければと思います。

これは、今申し上げました6つの視点のポイントを示したものでございます。まず、事業の必要性ですが、事業内容、大阪市における当該事業分野の現状、ニーズの動向、他都市のサービス水準比較、大阪市の政策意図等から事業の必要性が妥当であるかを確認するものでございます。

事業効果の妥当性は、費用便益分析等により、事業の実施効果が妥当であるかを確認するもので、費用便益分析については、国のマニュアル等がある事業を対象にし、対象外の事業は、それ以外の手法で妥当性を確認することになります。

事業費等の妥当性は、事業の実施場所、施設規模、建設工事費等が妥当であるかを確認するもので、昨年度まで本項に含まれていました維持管理費につきましては、次の事業の継続性で確認することとしております。

事業の継続性は、リスク管理の観点から事業の維持管理、収益予測等が妥当であるかを確認するものでございます。

安全・環境への影響と対策ですけれども、当該事業の実施により、生活環境、自然環境、災害時の安全確保、社会・文化環境等への影響に対し、対応方策が妥当であるかを確認するもので、内容は昨年度の環境への配慮と同じですが、内容に照らして項目名を改めております。

PPP/PFI手法等の検討状況は、昨年度の事業の整備、運営手法の妥当性に民間活力活用の視点を踏まえた項目で、コスト縮減等が図られているか、事業の特定に適しているかなど民間活力の活用を含め、整備手法や運営手法が妥当なものになっているかどうかを確認するものでございます。

それでは、資料2のほうに戻っていただきまして、3の評価の方法でございしますが、これは、資料1の説明と重複しますので省略させていただきます。

第2公表につきましては、資料記載のとおり、大阪市のホームページへの掲載や市民情報プラザへの配架を行います。

説明は以上です。

○内田座長

ありがとうございました。

では、今、説明がありました資料2の内容に関して、委員の皆さん、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。山本委員。

○山本委員

説明ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました大規模事業評価の視点の(6)のところにつきまして、民間活力の活用という部分が、今回、そういう視点を新たに入ったということによろしいですね。

○小林P D C A担当課長

そうですね。PPP/PFIを含めまして、民間活力の活用をしっかりと検討していくということで、ここに表記したものでございます。

○山本委員

済みません。ここでおっしゃっている民間活力の活用というのは、例えば、どういうもので、どういう視点で、それが活用できるのか、民間活力とは、具体的にどういうものなのか、イメージをわかせておきたいのですけれども、御説明いただけますか。

○内田座長

ちょっとその前に、変えましたという内容と、名称とかは変わったけれども、実は変わっていないよとかいうのがあろうかと思っておりますけれども、今、御指摘があった、この(6)PPP/PFI手法等の検討状況という報告は、今までもあったということでしょうか。

○小林P D C A担当課長

昨年度の分と比較いたしますと、(1)から(3)までは項目名は同じですが、昨年度は(3)の中に維持管理費という言葉が入っていたのが、今年度は(4)の事業継続性に含めております。

また、昨年度は(5)が環境への配慮という項目名だったのですが、今年度は安全・環境への影響と対策という名称に改めております。そして、昨年度の(4)が事業費の整備運営手法の妥当性という項目名でしたが、これをPPP/PFI手法等の検討状況という項目名に改め、民間活力の活用を含めという言葉の挿入させていただいたということでございます。

○内田座長

お金からむ事業の継続性とかのところが分かれて特出しになったということですね。

○小林P D C A担当課長

そうですね。民間活力の活用について、あえて特出しさせていただきました。

○内田座長

昨年までもPFIというかPPPの話も入ってはいたかと思えますけれども、そこで具体的に扱われた内容とか、今回、この言い回しにしていることによる民間化することによる。

○小林P D C A担当課長

昨年度の視点の内容にも含まれていましたが、今年度からあえてしっかりと明記したということです。

○山本委員

民間活力は、どういうものなのかというところですけど。

○池上P D C A担当部長

先に大阪市のPPP/PFI手法導入優先的検討規定というのを内部でつくっていきまして、PPP/PFIを積極的に取り入れていこうという形にしていまして、この会議、手元に資料がないのでPPP/PFIを事細かに御説明はできないですが、そういうのも市としても積極的にやろうということで、項目を別出しして、それについてどういう対応を所管局として実施しているかを報告いただくという形にしております。

○内田座長

山本委員、いかがですか。

○山本委員

済みません。民間活力とは、そもそも何ですかというところをお伺いしていいですか。どういうものなのか、その経過の中で、こういうものを活用しようというイメージがあって、これが入っていると思うので、こういうものという何か、イメージが先に回って、私、わいていませんで、そこだけ何か具体例をお示しいただきたいと思っております。

○内田座長

例えば、ここでは、税金とかだけでなく、民間の知恵と、それからお金を集めるようなことも含めて、活力を活用していきたいと。それが、世間でいわれるところのPPPや、PFIと呼ばれるようなものだというのは、ひとつよろしいですかね。

それで、具体的にどんなものを今までに検討されてきたかとかいうようなものを御説明していただく、どんなプロジェクトで、どのようなタイプのものを検討してきたかというのを出示いただけると分かりやすいかなと。

○山本委員

もう一点、なぜこのような質問をするかといいますと、明記したとおっしゃっていて、それが、民間活用すべきだという何らかの社会的な風潮があったから入れたというか、何か問題があって、もっと活用したほうがいいのではないかと、具体的なものがあってとか、今回だったら、今から大規模事業評価をするに当たって、その民間活力の活用されているのかと検討するに当たって、どういうことがされているのかというのを考えればよいのかという点です。

○内田座長

背景としてわざわざ出してきたのは、何でということですか。

○山本委員

要するにそういうことです。

○羽東市政改革室長

全体的な話をさせていただきますと、そのPFIがなぜ特出しになったかということですが、PPP

も含め、1つは、昨年度の市政改革プラン2.0というのが設定されまして、3つの柱がありますけれども、基本的には、市民サービスの向上と、民間活力の活用、そのプラスアルファで、マネジメント体制の強化と申しますか、それができる体制の強化と、そのこともございまして、これまでの大規模事業評価の視点というは、昨年までは5つの視点でしたけれど、その4つ目にその事業の整備運営手法の妥当性というものがありませんでしたが、その中にPPP/PFIが包含されていなかったけれども、それを特出しにしようというのが、基本的な背景でございまして。

実務的な背景を申しますと、昨年度、PFIやPPPの手法等優先検討規定というものができました。また、我々組織内としても、ガイドラインというものをつくりまして、各所属がその事業の実施に当たっては、必ずそこを検討して下さいと、その検討の効果も1つありますけれども。まず、1つ入り口から申しますと、そのガイドラインに基づいて、そういう検討をしていますかということをしつかり示して下さいということで、例えば、ちょっと資料が飛んでしましますが、資料3を見ていただきますと、その6番目の項目として、その規定に基づいて、こういう検討をしているということが書いております。

6の項目になります。考え方だけもうちょっと整理させていただいて、説明させていただきますと、PPP/PFIにつきましては、その市政改革プランの1つの柱となっていることから、特出ししているということもございまして、(1)から(3)については、基本的に3Eの考え方、いわゆるefficiency、effectiveness、それからeconomyですかね、その3Eの考え方というのと、それにつきましては、基本的に新たなものをつくるに当たって、その時点で考えているかどうかということなので、4つ目の継続性につきましては、これは単年度予算であるにもかかわらず、当然、今後も予算というのは、継続してやっていくような内容も入っていますので、事業の継続性、continuityというところに注目したものと。5番につきましては、以前からの環境への配慮という項目はありましたが、その3Eの前に順番どおりの議論がありましたけれども、いわゆる安全・環境についてのそもそもの配慮がされているかと、ですので、順番はいろんな議論がありましたけれども、そのような視点で(1)から(3)までは、基本的にこれまでと同じ、(4)については、いわゆる持続性継続性について、(5)につきましては、そもそもの、いろんな事業を実施するベースである安全環境面への配慮、(6)につきましては、大阪市として、民間活力を活用していこうという大きな方針のもと、実務的なガイドラインもまとめられましたので、それに基づいて、基本的に各局に実施していただいているのですが、そのことについて特出しで見ていこうということです。

ちょっと説明が長くなりましたが、以上です。

○山本委員

ありがとうございます。

○織田澤委員

関連して1点、お伺いしたいのですが、これまでPPP/PFIによる事業実施事例の実績はあるのでしょうか。

○池上P D C A担当部長

海老江の下水処理場とか、天保山の客船ターミナルは、着手して検討しています。それはPPP/PFIを必ずベースにして、進めております。

○内田座長

他の点でも、今の点でも結構です、他の委員の方、いかがでしょうか。

この点いかがですか、冒頭の話に関しては、6項目になるのは、分からないことはないけれども、何でわざわざ特出したのかという確認だけだったということでもよろしいですか。

○山本委員

そうです、特に外すべきだとかそういうわけでは全くなくて、なぜ入れたのかは、いろいろこの視点を深く理解しておいたほうがいいのかと思ったので、聞いた次第です。

○内田座長

他の方、よろしいでしょうか。

それでは、昨年から若干名称が、区分が変わっているということなので内容について、確認さ

せていただきましたけれども、その資料2にあります、大規模事業評価の視点等で実施することです。よろしいですか。

ありがとうございます。

議題(3)大規模事業評価について

イ柴島浄水場施設運転用自家発電設備整備

議題3の2つ目ですが、イの柴島浄水場に関するもので、資料3になろうかと思いますが、それでは、説明をよろしくお願いします。

○川内水道局工務部長

水道局の工務部長の川内というものです。よろしく申し上げます。

本日は、この大阪市建設事業評価有識者会議におきまして、柴島浄水場の施設運転用の自家発電設備の整備を御審議いただきますが、何とぞよろしく申し上げます。

最初に、少し水道局における自家発電設備の整備について説明したいと思います。水道局では、これまで阪神淡路大震災の被害実績に基づきまして、配水場へ施設運転自家発電設備の整備を進めてきました。

一方、平成23年3月に発生しました東日本大震災では、より長期間に及ぶ停電が大きな課題として認識されたところでもございました。水道局におきましても、今後、発生が予想されております南海トラフ巨大地震等に対しまして、被害想定を踏まえた施設整備の見直しを図り、新たに取水場、浄水場に施設運転用自家発電設備を整備して、災害時においても安定的な給水を確保することを目的としまして、柴島浄水場におきましても、今回整備を進めることとしたものでございます。

それでは、担当課長であります坂田からこの資料につきまして説明をいたしますので、何とぞよろしく願いいたします。

○坂田水道局施設課長

坂田でございます。それでは私から資料の説明をさせていただきます。

調書の次の資料のほうを御説明した後、調書の説明に移らせていただくということで、写真で柴島浄水場施設運転用自家発電設備設置工事と書いております資料をごらん下さい。

今、写真に写っておりますのは、既に整備済みの発電機でございまして、大きい箱のようなものが写っておりますけれども、この箱の中に発電機本体が入っているというものでございます。

背景から説明させていただきます。先ほど川内から話がございましたけれど、これまで自家発電設備の整備を進めてきておりまして、その背景を書かせていただいております。上半分が、阪神・淡路大震災、下が東日本大震災ということで、真ん中にフローがありまして、我々水道のシステムの御説明をまずさせていただきますと、水をつくり出す大もととは、淀川から全て取水しております。取水しました水を取水ポンプを通しまして、水をきれいにする処理ということで、沈澱池・ろ過池とか高度浄水処理システムといったところで水をつくってございます。大阪市には3カ所浄水場がございまして、柴島浄水場は、そのうちの1カ所となっております。

その後、つくった水を市民の方にお配りするのには、市内の十数カ所に配水池、配水ポンプがあり、そこに水を一旦つくったのを溜めまして、配水ポンプで送り出すシステムになっておりまして、我々、水をとって綺麗にするまでを取水と浄水、それから市民の方にお配りするのを配水と、大きくそういう区分けにしております。

下に、阪神淡路大震災時における電力復旧実績ではとありますけれども、阪神淡路大震災の際には、比較的短時間で電力が復旧したことで、この配水池に溜めている量だけで、十分賄えるということで、配水ポンプにさえ電気を送れば、市内配水に対応可能ということで、自家発電設備を配水施設のほうに整備をするということで、進めてきたところでございます。

下半分の東日本大震災の東北地方での電力復旧実績でございまして、こちらのほうは72時間、3日たっても8割ほどが復旧ということで、逆に2割ほどが停電したままという実績もございまして、配水池にある水だけでは足りないもので、継続して水をつくる施設が必要だということで、先ほど御説明した取水、浄水施設についても電気を送ることのできる自家発電設備を設置するというふうに考えているところでございます。

次のページの上半分、事業計画となります。上のほう、当初計画は阪神淡路大震災を受けて、浄水施設等につきましては、設置せず、配水施設につきましては消防の消火栓で水を使うこともございましたので、それに必要な能力を設置するということと、右に運転継続時間を書いておりますけれども、備蓄する燃料も1日分、24時間ということで計画を立ててきたところでございます。

しかしながら、先ほどの東日本大震災の実績を受けまして、見直し後の計画で、中段に書いておりますけれども、浄水施設につきましては、日量144万 m^3 ということで、これは最適容量に施設をダウンサイジングした後の水量でございますが、それ相当の能力の発電設備を整備しますのと、運転継続時間も先ほどの72時間というのを受けまして、72時間分備蓄するというところでございます。

また、配水施設につきましても、それを受けて、施設能力相当ということと、時間も72時間に見直すということを受けまして、これまで設置しておりませんでした浄水施設にも順次自家発電設備を設置するというところで、26、27年度に方針を決めまして、今回、その方針に沿って柴島浄水場に設置するというところでございます。

下半分は、施設運転用自家発電設備の設置場所ということで書いております。市内の絵を描いておりまして、市内の各区に薄い背景で書いておりますけれども、これがそれぞれ市内の配水池、配水ポンプ場でございます。平成23年とか14年とか書いておりますけど、既に整備してきたところでございます。

今回事業では東淀川区の柴島に設置するというところで、3カ所と申しました残りの2カ所の浄水場等についても、順次整備を進めていくと、そういう状況でございます。

続きまして、5ページ目、東淀川区にございます柴島浄水場の写真でございます。右のほうに淀川がございまして、写真の奥から手前のほうに上流、下流と書いておりますけど、水が流れる状況になっておりまして、太い線で枠囲みしておりますのが、柴島浄水場の用地でございます。上系、下系とありますけれども、細長い用地の上流側を上系、下流側を下系と、呼んでおりまして、上系に取水施設がございまして淀川から水をとっておりまして、下系に水をつくる施設、市内に送る施設等がございまして、水は白い矢印で上系から下系へ送りまして、下系で、きれいにして送るという形で、今回自家発電設備を、水をとる取水施設と、それから水をきれいにする浄水施設に設置する形で発電設備を柴島浄水場に設置する計画にしております。

次の下半分、概略工程でございます。柴島浄水場、それから、3カ所のうちあと2カ所は庭窪浄水場、豊野浄水場でございます。柴島につきましては、30年度から実施設計にかかりまして、今年度、予算要求をいたしますので、楢円で書いております時期に事業評価ということで、御審議いただくところでございます。

片や、庭窪浄水場等は、既に現在工事を進めておりますし、豊野浄水場につきましても、今後、工事を進めることになっております。

その下の楠葉取水場は、豊野浄水場が寝屋川市にございまして、取水する地点が楠葉のほうにございます楠葉取水場で水をとって豊野に送っております。楠葉につきましては、豊野の関連施設ということで、場所は離れており別に整備しておるということで、一部につきましては既に整備に着手しておりまして、今回、柴島の案件について、御審議いただくという形になっております。

続きまして、調書のほうを御説明させていただきます。

左の欄の事業の概要で、事業目的でございますが、先ほどお話しさせていただいたように、東日本の停電の実績を受けまして、災害時にも安定給水を確保ということで柴島に自家発電設備を整備するものでございます。

事業内容につきましては、上系にあります取水施設、それから下系にあります浄水・配水施設に電気を送るということで設置するものでございます。

事業規模でございますが、事業費のところを見ていただくと、総事業費が34億円少しということで、内訳的には設計で3,200万円、それから工事費で自家発電設備本体が27億円ほど、自家発電設備を建物の中に収容しておりますので、その建物が7億円弱ぐらい、それから維持管理費が年間書いております程度となっております。

事業スケジュールにつきましては、東日本大震災の話でございますとか、南海トラフの被害想定が公表されたといったことを受けまして、整備計画を見直して事業を実施しているところでございます。

○内田座長

一旦、ここで質疑をさせていただいてよろしいですか。

○坂田水道局施設課長

はい、分かりました。

質疑応答（柴島浄水場施設運転用自家発電設備整備）

○内田座長

事業の内容について、まず共通理解を深めてから、個別の観点毎に進めたいと思います。

委員の皆さんいかがでしょうか。そもそもどういったような施設で、なぜこれが必要なのかというざっくりとした話ができればと思います。

松井委員、いかがでしょうか。

○松井委員

事業スケジュールにつきまして、完了予定が平成36年度となっておりますが、これぐらいの整備期間が必要なものですか。

○坂田水道局施設課長

御指摘されました上の写真で、丸が2カ所ございまして、2カ所に設置させていただきます。手前の下系のほうに、最初に設置させていただくということで、この長い工事の前半が下系の設置ということになっております。

上系、取水施設に設置いたしますのは、ちょうど取水ポンプ場が老朽化しておりますので、取水ポンプ場を更新する際に建物に合わせて、自家発電設備を入れることを考えておりまして、ちょうどその更新時期が、この34年、35年度になりますので、事業としては、大きく前半で下系のほうに設置して、後半で上系の取水施設に設置する。前半、後半に分けておりましたのは、ポンプ場の更新時期が、そのころになるということで、ちょうど見かけ上は、2カ所に設置するのが連続で続いているというイメージでございます。

○松井委員

下系は、設置場所の図を拝見したところ、この32年ぐらいで終わって、少し間があいて、上系の取水ポンプに取りかかるというような手順でしょうか。

○坂田水道局施設課長

実際は、こういう形で書いていますけれども、ものをつくったりという期間がございまして、ものの製作に1年弱ぐらいかかる場所がございますので、工事上、その期間は、そういう製作期間が含まれております。

○松井委員

ありがとうございます。

○内田座長

はい、どうぞ。よろしいですか。

○織田澤委員

想定されている災害は、恐らく南海トラフ地震だと思いますので、津波が遡上してきたりする可能性があると思いますけど、この浄水場そのものが、浸水の危険性とかどのような状況でしょうか。

○坂田水道局施設課長

想定しております浸水の地盤高さが分かりますので、ある程度かさ上げして設置することを考えておりまして、現在、ハザードマップで来る水位よりも、建物をかさ上げしてつくって、浸水しないように考えております。

○織田澤委員

浄水施設そのものが水浸しになってしまうと、取水できても直ちにきれいな水を供給できないという、より大きな問題が発生すると思いますので、その辺の想定は、どうされていますか。

○坂田水道局施設課長

ご指摘のとおり浄水施設のほうは、浸かってしまうのもございますけれど、復旧する時に水をかい出したり、電気がないと、復旧作業もままなりませんので、まずは、電源が途切れないようにして、その電気を活用しながら排水作業などの復旧を進めることで、浄水施設のほうが、浸水しないようにできれば、それが一番いいですけど、そういうような考えでございます。

○内田座長

今回の案件とは直接関係ないですけども、浄水施設全体自体の耐津波の検討というのは、今回実施されていますか。

○坂田水道局施設課長

1つは、耐震ということでは、耐震化を実施しております。あと、津波対策ですと、先ほど申し上げました3カ所浄水場がございます、柴島は川のそばということでございますけど、豊野は場所が寝屋川ということで、かなり標高の高いところがございますので、補完し合うような形でございます。

○内田座長

全体のことを考えていくと、ちょっと今回の直接の議題とは関係ないですけども、継続してやっていけるかどうかというあたりのことを検討されているとは思いますが、可能な範囲でちょっと教えていただければとか、もしこれからという話であれば、こういうことをする予定ですよという趣旨でお願いします。

○川内水道局工務部長

さっき被害想定が生まれて、それに対応する浄水処理の今の現時点でできる事前の予防策なり、また事後の復旧の対応ですね。そういうところについては、今、検討を進めておりますし、あと、津波の遡上による対応、そういうことも今、BCPを定めており、検討は進めていっております。

○内田座長

72時間を目標にしているのは分かりますけども、今回、計画されている、この設備を運転すると何時間持つのですか。

○坂田水道局施設課長

運転可能時間としては、備蓄する量だけでしたら72時間ですけども。72時間を超える場合は、その間ローリー等で補給するという考え方でございます。3日経過しましたら、東日本とかの実績でもある程度、補給体制も復旧するというので、大体72時間という目安になっております。

○内田座長

他いかがでしょうか。

○山本委員

スライドの6ページですけど、それぞれ浄水場がありまして、皆さんに水を供給するのは、区域毎に恐らく決まっていると思いますけど、何か震災があった時に、被害が大きい場所とそうでない場所とかいろいろあると思いますけど、その浄水場間とかで、水のやりとりとか。そういうことはできないですよ。区域毎に決まっているということですよね。

○坂田水道局施設課長

はい。柴島が東淀川、庭窪が守口、豊野が寝屋川ということで、それぞれ距離的に離れておりますので、直接浄水場間で融通というよりも、市内の中で配水管である程度融通をかけるというような状況でございます。

○山本委員

ということは、一応それぞれの被害が大きい場所、少ない場所とかで、融通をきかせることはできるということが前提ということですか。

○内田座長

配水池レベルでは、融通はきくようになっているのですか。

○坂田水道局施設課長

ある程度、市内で大きくエリア的に柴島の水を送る柴島系、庭窪系、豊野系ということで、大

体決まっておりますが、ただ、100%互換できるかといいますと、パイプのつながり方の関係もありまして、可能な範囲で、応援をかけていくというような形でございます。

○山本委員

応援はかけられる状況ではあるということですか。

○坂田水道局施設課長

はい、そうです。

○山本委員

その中で、それぞれの浄水場毎に、ちゃんと72時間持つようにという理解でよろしいですか。

○坂田水道局施設課長

はい。それぞれで72時間持つようにということで、考えております。

○山本委員

その上で、他に何か72時間というのを超えて、例えば、ほんとは実は80時間持ち応えなきゃいかんとなった時には、お互い何とか連携をとってやっていくという、そういう感じですかね。

○坂田水道局施設課長

はい。それぞれ浄水場のほうも、平面的に離れておりまして、関西電力の変電所も別々ですので、同時に3カ所とも関西電力の変電所がやられるということもないので、それぞれ補完し合うというような考え方もございます。

○山本委員

ありがとうございます。あともう一点だけ、今の同じスライドで、庭窪浄水場が、実施設計が2015年の終わりぐらいからですかね。2017年の末ぐらいに工事が終わるといふ、そんなに早く終わるようなものですか。

○坂田水道局施設課長

この庭窪は、土木の耐震化工事を29年度にほぼ終わるといふようなこともございますので、土木の構造物のほうが耐震性があるのに、停電すると送れないということもございまして、かなりタイトな工程で工事を進めている関係で、通常の工程よりは短い工程でやっているようなところでございます。

○内田座長

ちょっと無理をして、詰めているということですか。

○坂田水道局施設課長

はい、ちょっと規模も小さいのがありますけれど、耐震性ができたところに電気を送られてこそのものなので、事業としては、早目にといふか、短期間でいふことにしております。

○山本委員

はい、ありがとうございます。

事業説明（柴島浄水場施設運転用自家発電設備整備）

○内田座長

それでは、資料3の表の下半分、事業の必要性から、一通り御説明いただいて、皆さんからは、特段どの観点とかいふのは、関係なしに気づかれたことについて御意見、御質問をお受けして、最後に意見を確かめたいと思います。

では、説明よろしくお願ひします。

○坂田水道局施設課長

はい。(1)事業の必要性から説明を再開させていただきます。

(ア)の概要でございますが、先ほど来、御意見も出ておりましたけども、東日本での停電ということでございます。

また、南海トラフの被害想定も公表されましたので、こうしたことを踏まえての施設整備という中で、自家発電設備につきましても、阪神淡路大震災で計画立てたのを見直ししまして、停電対策の強化ということで取り組んでおるところでございます。

(イ)で、その整備計画の見直しにつきましても、先ほどスライドの2枚目ほどで御説明したところでございますが、東日本の場合、非常に電気が戻るのに時間がかかったこと、それから、南海

トラフの被害想定でも1日で85%でほぼ戻りはしますけれど、4日でも約92%で、完全に戻らないというようなどころもあるということで、72時間を1つの目安にしておりますが、停電対策をすることで、これまで整備しておりませんでした浄水処理ができるようにということで、進めてきておるところでございます。

2番目の事業効果の妥当性でございますが、大きく2つございまして、停電発生時の安定給水確保ということで、停電リスクを東日本を受けて見直しを行いまして、長期停電が否定できないということで、先ほど御説明した柴島浄水場の水をつくって送られる分の自家発電設備を整備するというところでございます。

それから、②でございますが、震災発生時の安定給水確保ということで、柴島浄水場の下系の浄水・配水施設でありますとか、上系から下系に水を送る取水施設、土木構造物等がございますけど、これにつきましても今後、耐震化工事を実施していくという予定にしておりますので、そういった土木構造物の耐震化とそれに電気を供給する設備を整備することで、震災発生時におきましても、そういった一連の安定運用を確保することが可能になるということでございます。

(3)の事業費等の妥当性でございます。整備事業費については、総合評価落札方式を適用し設計・施工・維持管理を含めた発注で事業を実施することで、設備でありますとか設備を収容します建物を含めた効率的な整備を行い費用の低減を図る考えでございます。

また、本事業で整備する自家発電設備につきましても容量が大規模でございまして、大規模になってまいりますと、一般的に汎用品で、そういったクラスのものではガスタービン方式となります。通常ガスタービンかディーゼルかということになってまいりますけど、ディーゼルは比較的小さいクラスになりますので、割と汎用品でラインアップがございましてガスタービンを採用ということで、事業費の内訳を書かせていただいております。

4番目で事業の継続性、維持管理でございますけれども、総合評価落札方式で維持管理費も含めて入札を行うことで、競争性を確保することで、書いておりますような金額を想定しております。

それから5番目で、安全・環境への影響と対策として、①生活環境への配慮でございます。自家発電設備につきましても、騒音が少なく、排気ガスに含まれる窒素酸化物の環境規制物質が少ないガスタービン方式、これはディーゼルに比べますと、振動、騒音とも少なくございますので、それを採用することで近隣の方への生活環境への影響が軽減されるということで、実際には、非常用でございますので、連続運転することはございませませんが、万が一の場合であるとか、試運転をする場合もございまして、そういった時には、こういった配慮が求められるというところがございます。

それから、災害時の安定運用確保ということで、先ほど少し御質問がございましたように、浸水被害への対応としましては、浸水対策として、先ほど申し上げたようなかさ上げというような形で建物を持ち上げて、設備を入れるということをしておるところでございます。

6番目のPPP/PFI手法の検討状況でございますが、これにつきましては、書いております導入優先的検討規程の項目の中にデザインビルト方式を書いてございまして、現在、デザインビルトでの発注を検討してございまして、入札契約につきましては、大阪市の場合、契約管財局で手続が行われますので、そのスキームにつきましても契約管財局と協議をしておるところでございます。

説明は以上でございます。

質疑応答・意見聴取（柴島浄水場施設運転用自家発電設備整備）

○内田座長

ありがとうございます。この調書に基づいて、御質問、御意見を申し上げます。

○正司委員

まず、1点目確認ですけれど、最後の6番のところ、DBもPPP/PFI手法の仲間入りをする形で、規定がそもそもできているということですね。DBってPPP/PFIではないと思いますけど。

それは確認なのでいいですけど、検討中ということであると、その検討結果を我々が受けずに今日は判断するという話になるので、その検討に関しては、チェックする機関が別にある形になっているので、その議論に委ねられるので、こういう手続きでいいという理解を我々はすれば

いいのか、そのあたりを教えてください。

○内田座長

そこと(3)にあります事業費等の関係性というのはどうなりますか。具体的にどんな方式ですか。これから総合入札で札入れされるのですか。

○坂田水道局施設課長

はい。入札でございます。ただ、お金だけではなくて技術提案を求めるということで通常大阪市の場合、分離分割発注が原則でございますけども、デザインビルドで設計と施工をくっつけるという形で発注する場合は、大阪市のスキームとして総合評価落札方式というもの、これは最後札入れてもらいますけれど、そういう形で発注しますので、入札契約の方式として総合評価落札方式というのを使うということになっております。

○内田座長

他の方がいいですか。

○織田澤委員

水道局さんにお伺いする意見か分からないですけども、このDBって過去の実績、あるいはそれによってコストダウンが実現したかどうかというような大阪市としての実績はあるのでしょうか。

○坂田水道局施設課長

水道局の実績ということで御説明しますと、パワーポイントのほうでございました楠葉取水場ですが、実はこれをDBで発注し現在設計しているところでございまして、入札としましてはかなり安い金額といいますか、予定価格の6割か7割ぐらいでの入札になってございまして、水道局の発注実績としてはそういうものがございまして。

○内田座長

他いかがでしょうか。

私からまず1つありますけども、(3)の事業費の妥当性のところですが、大容量の電気が必要なのでガスタービン方式ということですけども、何のためにそれが必要なのか。

○坂田水道局施設課長

5,000kVAという容量を見込んでございまして、大体その容量になってきますとディーゼルをつくってないといいますか、非常に特注品になってしまいますので製作期間もかかりますし費用もそれだけ高くなるので、他都市でもこれぐらいの容量になってくると全てガスタービンを入れておられると。そういうものが特注でお願いしないとないというところでございまして。

○内田座長

それともう1つは、(1)の事業の必要性に関係することですけども、停電が72時間程度発生する可能性があるからという話はよく分かりますけれども、その時にパワーポイントのほうでは運転継続時間というのはあくまでも燃料の貯蔵量だということで、先ほど御説明いただいたのも72時間の間に電気自体は回復しないかも知れないけども、ローリーで燃料を補給することがあるかというような話だったと思いますけども。ただ、この辺の事業の必要性のところ、停電が回復できるかできないというような話だけではなくて、そっち側の話も入れておいたほうがいいのではないかなと思いますけど。

○川内水道局工務部長

72時間の根拠ということですか。

○内田座長

はい。72時間の妥当性、というようなこともそうだし、東日本大震災の時の実績でも、もちろん緊急度によって違うでしょうけれども、72時間ぐらいでそれなりに燃料のネットワークのほうも動いたと思いますけども。

○坂田水道局施設課長

また事務局と相談させていただいて、記載させていただきます。

○内田座長

しつこいですが、72時間なのか24時間なのか、配水池のことはちょっと置いて、浄

水場だけ見ていった時に時間の長さによって変わってくるコストというのは発電容量が変わらない、燃料の貯蔵のキャパだけは違うかもしれないという理解でよろしいですか。

○坂田水道局施設課長

おっしゃっていただくとおりで、エンジンとかその辺は全く一緒のもので、燃料タンクの容量の大きさの違いだけでございます。

○織田澤委員

こういった施設は有事の時に稼働すると、常時は休んでいるわけですね。動かないほうがありがたいという施設ですけど、恐らく民間の視点からすると、平常時も動かして売電して収益資産として持つというような考え方もあると思いますけども、そういった視点というのはどのようにお考えでしょうか。実現が多分、水道法とかそういうものが難しいのかも知れませんが、どういった具合でしょうか。

○坂田水道局施設課長

法的に常時発電してはいけないということとはございません。今御指摘いただいたことにつきましては常用発電した場合との費用比較もさせていただいております。非常用でふだん電気を買った場合の初期投資とランニングコスト、それから委員御指摘の電気はほとんど買わずに常時発電して供給すると、そのパターンを比較しております。

50年間のライフサイクルの比較でございますが、非常用で電気を買った場合で約560億円、電気は買わずに常時運転した場合で約1,200億円ということで、結局電気は買いませんけど発電のためのエネルギーを連続発電の場合はガスでやりますけれど、そのガス代がかなりかかるということと、特に柴島浄水場が非常にたくさん電気買いますので、ふだんの電気代が御家庭よりかなり安く買っておりますので、そういったところも影響しまして50年サイクルでいくと倍半分ぐらいの差が出ているということで非常用にしているところでございます。

○内田座長

発電の中でガスタービン方式はあまり経済的ではないほうだということですよ。だから他のもっとより効率的な大手の発電しているところから買ったほうがトータルとしては安くなる。

○坂田水道局施設課長

おっしゃっていただくとおりで、結局電力会社とかでしたら非常に大きいタービンを使いますし、電力会社とかでしたら発生した蒸気、火力ですけど、その蒸気を一度タービンに通すだけじゃなくて逃げた圧をさらに使うということで、かなりエネルギーのロスがないようにということでやっておる。その代わり大きな初期投資をしていますけど電気売るのが仕事でございますので。ただ我々がそこまでやっけてしましますと、先ほどの数字も当然そんなことを考えていないところでございますので、そこまで投資する費用対効果もございまして、設置場所も非常にたくさんとることになりますので、浄水場も広く見えますけど用地も限られるということで今回非常用にさせていただいております。

○内田座長

他の点いかがでしょうか。

先ほど私が申し上げた点について言うと、(1)の事業の必要性のところについては、24時間であれば配水池で賄えると思っていたけれども、それができなくなりましたというふうに書いてあるので、こちらはもういいと思います。(3)の事業費の妥当性のところ、確認させていただきまされたけれども、燃料の貯蔵量を変えるということによって、大きく事業費に影響するものではないことを記載できればいいのでは。

○坂田水道局施設課長

そのあたりは事務局と調整させていただきたいと思います。

○内田座長

室長いかがですか。

○羽東市政改革室長

ありがとうございます。委員ではないですので、事務局側から、ガスタービンについては事務

局として直接は前に指摘させていただいております、ただ市民説明という観点では、例えばランニングコストはどれくらいかかってくるのかということも、そもそも機器としては適合しないけどもという説明があったらいいのではないかとということと、ランニングコストもこんなに変わりますよと、気になったのが(1)の事業の必要性の(イ)のところでも電力復旧率ということで書かれていますけども、これもいわゆる東日本大震災の時の要は前後です。例えば浄水場の電力復旧状態がどれくらいだったのかという、大阪の中と東北電力管内とは多分状況が全然違うと思いますけど、どれくらい東北電力管内でのダメージがあったのかというのを書いていただくのがいいのではないかとということ、最初、内田座長がおっしゃったことと似ていますけども、そもそも地震が起きた時に水道の復旧率はどのくらいかかったのかというのが、それは浄水場だけではなくて末端の配水管がどうなったかということも多分かかってくるので、これが必要だという時に市民説明をしようとするとう電力復旧率という数字よりも水道の復旧率という数字が1つキーポイントになるのではないかと考えています。

○正司委員

最後のところは末端の配水管の話になって全然違った話になって、反って誤解を招くと思いますが。

○羽東市政改革室長

浄水場の復旧率ですね。そこかなと思います。

○坂田水道局施設課長

どの切り口で切るかというのは規模も違ったりするところもありますので、考えさせていただきます。

○松井委員

事業費の妥当性ということで工事費等を記載していただいておりますけれども、この資料だけで妥当であるかどうかということ判断する必要があるのでしょうか。

○内田座長

事務局としてはどう思いますか。

○小林P D C A担当課長

この調書に書かれている内容に沿って御判断いただくことになります。

○坂田水道局施設課長

我々から補足させていただきますと、大体この3分の1ぐらいの規模で整備したところで14億円ぐらい工事費がかかっておりますので、3倍しますと40数億円になりますので、我々の勝手な思いでございますけれど1つの目安としてはそのようなことも考えているところでございます。

○内田座長

最終的にはそれが合理的な金額かどうかというのは総合評価落札方式の1つとしていところで、またチェックが入るから、全体の趣旨から見ていく時にこれだけのものを使うのいいかどうかという、この調書別に見た時にはいかがですか、松井委員。

○松井委員

正直、判断しかねるところですけども。ただ入札で決めるということであれば妥当な価格になるのであろうと解釈することはできます。

○池上P D C A担当部長

PPPとPFIのところは担当のものから全体の概略の説明をさせていただきたいと思います。

○鈴木官民連携担当課長

何点が質問というふうに聞いていますけれども、まずDBにつきましては、これはPFIではございません。我々、PPP、PFIという言い方をよくしてございまして、PPPの中にはPFIとDBとか、あるいは指定管理というものが集約して含まれるという概念でございます。

第三者委員会のことではございますが、PFIで実施しております第三者委員会で基本的にPFI手法を事業として採用するというふうに大阪市として意思決定したものに付きまして、次にPFI法に基づく手続というものがございまして。例えば実施方針を決めるとか入札公告をするとか、そういう時に第三者委員会、我々で言うPFI事業検討会議がございまして、そちらに諮っていくという

ことをごさいますて、DBを決めたという段階で大阪市の第三者委員会にかけるということはなくて、今回でしたら水道局さんですね、局のほうでDBという方式を決めるということになってございます。

以上でよろしいでしょうか。

○内田座長

正司委員、いかがですか。

○正司委員

DBがいいのかどうかという議論をする場はどこにあるかということになりますか。

○鈴木官民連携担当課長

手法の決定はあくまで局のほうにあるということをごさいます。

○正司委員

ということはこの有識者会議でDB方式がいいだろうという決定もするという位置づけになるわけですね。決定はしないけど意見を言うべき立場にあるということ。

○内田座長

その方針に関して問題があるという意見をつけるというのも可能ではある。

○正司委員

この際、柴島全部PFIでやったほうがよっぽどいいのではないかという議論をこの場でやってもいいということですね。ルール上は。

現実問題じゃないですけど、ただ、委員会の位置づけを確認したかっただけです。

○山本委員

先ほど織田澤先生のほうからお話がありましたけれども、ここで事業の必要性として72時間を持つようにという話とかが必要だという、それは全く異論がないところではありますけど、何時間もてばいいとかその辺は別にして、ハザードマップ的にいったら津波のリスクというのはどのくらいあるところですかね。先ほどおっしゃっていましたが、もし津波がきて、建物のかさ上げをするというお話がありましたけど、今回の発電機自体も建物が高かったので、他の例えば本部とかそういうものが全部下にあって、浸水してしまって動かなくなったとか電気等だけじゃなくて建物全部破損していたとか、いろんなリスクがある中で。その他のリスクよりも電気が供給されなくなるというリスクのほうがもちろん高いという御判断だと思いますけど、津波との関係でどのくらいリスクがあるのかとか、その他の設備が破損しても大丈夫なのかとか、そういったものも御説明いただけたほうが今回の事業の必要性とか事業効果として妥当だというあたりが話しやすいのかなと考えていますけど、ちょっと御説明いただけないですか。

具体的に言うと、津波で浸水したとして大丈夫なのかなということですよ。

○川内水道局工務部長

一応被害予測というのが出ていまして、淀川の近くにあるため、2メートルぐらいの浸水がくるという形ですけども、それに対応する、今までもそういうような浸水対策等進めておりますので、要するに壊滅的なことにはならないというところをごさいます。そういう形でパーセントとかそういう具体的にはないですけども、電力としての供給が断たれるということに対しての実績としてごさいます、これについても南海トラフの巨大被害の想定におきますと自家発の設備のほうは必要と考えておまして、この施設に見合うものをつけておくという形で考えているところをごさいます。

○内田座長

1つの意見としてまとめのほうに入りたいと思いますけれども、先ほど室長のほうからもありましたけども、市民の方にちゃんと説明できるかどうかという観点でいった時に、この調書本体にこうやって書き込むのかというのは悩むところではございますけれども、関連する話として今も出てきたようなどれぐらいのリスクがあるのか、その一方で電気がとまって実際にどうしようもなかったという実績もあるという、それが出発点かと思っておりますけれども、だったらそちらのほうはどれぐらいの規模のところかどんな原因で電気がこなかったのかというようなことをあわせて整理していただくと、なるほどね、重要だねという優先度はもちろんあるかも知れないけ

れども、やっぱりリスクですよという理解が見えやすくなってないかなと思いますけども。

ですからその辺りの関連する資料について、委員会で報告した資料については全部公開対象ということですが、調書のところちょっと文言をつけ加えるプラス関連するような資料として、さきの震災時の事例等を記載していただけたらというふうに思います。

いかがでしょう、委員の方。6つ観点があって、結論としてはここに書いてある趣旨、細かな文言についてはまた別途必要があれば調整するとして、趣旨としてはここで示されたようなもので妥当、あるいはこの部分については懸念があるので今回は結論出せません、もっと追加資料を出して下さい。そのいずれかですけれども、いかがですか。何か気になるところはございませんか。

織田澤委員、いかがでしょうか。

○織田澤委員

先ほど来、入札の結果次第によって事業費が変動するという理解だと思いますけど、いわゆる想定される範囲とか、それを超えたら何かちょっと内容を見直すとかそういう見通しみたいなものがあるといいのではないかと思いますけれども。ここで今上げられている金額というのはこの実績を踏まえて40何億円からさらに6億円ぐらいディスカウントしてという想定ですよ。なので、できれば判断をするという意味では範囲を示していただいて、例えばその範囲から外に出た時の対応方針を決めておくとか、そういったような、事業内容の見直しを含めて再検討するプロセスをかわすとかそういった対応が考えられるのではないかと思いますけどいかがでしょうか。

○坂田水道局施設課長

事業費のほうはおっしゃっていただいたように実績ベースで書いておりまして、それで予定価格とかをつくりますので入札の結果はこれより下がる方向には基本的にはなりません。あとは入札でするのでその時々具合で落札率が90%であり、80%であり、場合によっては70%、60%というような、これを上限にしてどこまで下がるのかみたいな、それは我々でも想定できないといえますか、そのような感じでございます。

○織田澤委員

例えば不調に終わる可能性とか、そういった可能性はないということですか。

○坂田水道局施設課長

これまでの事例でいうと3社、4社は入ってきていますので、最低制限価格が総合評価にするとうございますので、低入札の調査制度が入りますので、全く手を挙げて札を入れてくれる会社がないということであれば不調ということはありませんけれども、基本的に各社等も興味を示してもらっておりまして、これまで先ほどお示した各配水ポンプ場とかやってきたところでも何社か必ず来ていただいていますので入札としては成立して、今回でいくと予定価格よりも低過ぎてダメということはないので、成立するのかなとは考えております。

○内田座長

逆にこれを超えることはあり得ないということ。

○坂田水道局施設課長

基本的には我々もそれで予算もっておりますし、実績である程度また予算ベースでするので少し余裕代も見ておりますので、基本的にここから上がることはないということと考えております。

○内田座長

これがこの規格で判断した時に、過剰ではないということが確認できれば我々としては十分だという理解で大丈夫ですか。正司委員いかがですか。

○正司委員

実は座長が一瞬おっしゃって引っ込められた話ですけど、事業費等の妥当性なので結局時間は72時間に設計していることも、伝えられた情報のもとでは一定の妥当性があると我々は思っていますので、例えばこれは96時間のほうがいいのではないとか48時間でとめていたらいいのではないということよりは72時間かなと思ったということをも足してもいいかも分からないなというふうに今のやりとりを聞いていて思うようになりました。

○内田座長

だからそのあたりを補足意見として、根拠をもっと強めるような方法で議論の結果出てきた考え方や数値ということについては、より納得が深まる方向で出てきていると思いますけれども、それが紙資料ベースで見ている分にはなかなかまだちゃんと読み取れるものになってないので、幾つか挙げていくと。その具体的方法については申しわけないですけども、今日の各委員の発言を覚えていただいて、その中で必要なものを記載していく。附属資料のほうをメインにして、もちろん本体のこの調書のほうにも文言として数行ぐらいの内容については入れても構わないこととない。

山本委員、いかがですか。

○山本委員

ちょっとそもそも論をお伺いしたのですけど。

この大規模事業評価調書というものはどういう形で皆様に公表されるものですか。今回の有識者会議というところで議論させていただいておまして、その意見取りまとめ及び公表というのが12月から1月予定ということですけど、これはいつ、どなたの名前で発表されるものですか。

○内田座長

資料の2にまずありますように、下のほうの第2、公表というところで、公表する資料に関してはそこに具体的に上がっていますけども。

○小林P D C A担当課長

公表は、本日付で本市のホームページで行います。

○内田座長

修正したものとかはいつになりますか。

○小林P D C A担当課長

修正したものは対応方針と併せて2月に公表する予定です。

○山本委員

今のこれは本日の会議の資料としてアップするというようなもので、先生のほうでおっしゃっている本文につけ加えたほうがとおっしゃっているのは、この調書にという御趣旨ですよね。

○内田座長

調書に関して誤解を招きかねないような、理解がまだ不十分な部分があるかということについては、先ほど説明されていると思いますけど、事務局と調整した上で、文言とか書き加えることもあり得ますよということをおっしゃっていたのを踏まえての話ですけども。だから、今日の時点で議論に使った資料をそのまま公表するというのもあるでしょうし、議論を踏まえて何かしら判断に資するようなものを出すというようなことがないでしょうか。

ただそのあたりが実は構成の議論をやっていく時にもともと違う資料であったのを実はこの資料でしたと差しかえて公開するというのもまた不適正といえれば不適正です。

○小林P D C A担当課長

調書の修正や補足資料が出てきた場合は、2月に予定している対応方針の公表に合わせて出すことになっております。

○内田座長

それはこの有識者会議の資料ということで責任を持って発表する主体としては、大阪市の市政改革室から責任を持って公表するというところでよろしいですか。

○山本委員

最終バージョンについて結局こういう形でやりますという内容については2月ですね。

○内田座長

それは対応方針とセットで最終的には確定するということになるかと思えます。

○山本委員

ありがとうございます。

先ほどおっしゃっていたように、市民の方への説明というところから考えると、調書にどのような記載をしていくのかというところ、それに伴って資料を他に添付するというようなものにつ

いても提出させるというか、検討するということが必要なのかなというふうに思いました。

○内田座長

ではトータルのまとめのほうにいきたいと思いますけれども、ただ震災対応の話として、そもその必要性について別に異論はないと。ただ中身の具体的な理解であるとか、市民の方に適正に理解していただくためにはもっと他にもこんな説明を強めたほうがいいとかいうことが今日幾つか出たわけですから、まずは議事録として、そういったようなところ、こんな項目について追加的な説明とかが必要であることについてはまとめていただく。それらを踏まえて今度、それをどんな形でやるかというのは今度担当される局側の主体的な判断というのが当然入ってくるわけですから、それを踏まえた対応方式というのは1月、2月の話になってくる。

○川内水道局工務部長

そうですね。

○織田澤委員

1点ちょっと、趣の違うことですがよろしいですか。

市民の方に説明するにあたって、まず1点確認させていただきたいのは、これは事業費の財源は水道局さんの特別会計で支出されるということですか。

ということは、水道料金の留保分からということですか。

○川内水道局工務部長

水道局の特別会計で行います。

○織田澤委員

それで基本的には、今後の料金に転嫁されるわけではないと。

○川内水道局工務部長

はい。

○織田澤委員

例えばその水道料金の中の何%ぐらいを使って安心を買っているかという基準か何かでお示しいただいたほうが市民の方に向けての説明資料としては非常に肌感覚で分かるのかなというふうに思いました。参考意見として。

○川内水道局工務部長

市民の方々に分かりやすくという説明の中でいろんな数値を参考にさせていただきながら考えていきたいと思えます。

○小林P D C A担当課長

今回、調書に不足部分があるという御指摘をいただいたり、もっとこういう資料が必要ということがあれば、宿題の形で次回の第2回会議の時に新たな資料を提出させていただくこともできます。また、修正したものを座長と相談させていただいて、座長のご判断でこの内容でいきましょうということであればそれでも結構ですし、もう一度この会議で議論するべきだということであれば、この会議で整理のうえ確定させて、それを2月頃の対応方針の公表に併せて出すという形をとらせていただきたいと思います。

○内田座長

いかがですか。書きかえたものをまた確認させていただく、審議とかいうようなかたい対象ではなくて、見させていただくというのは必ず必要かと、やっていただいたほうがいいかと思えますけれども。ただ、再度今回の分を差し戻してもう一回出直してというところまでの必要性は私としてはないと思っています。

ですから今日の議論を踏まえて、よりよい方法でというふうに受け取っていただいて、より適正に分かりやすいようなものを工夫していただくことに御尽力いただければと思いますが、いかがでしょうか。

その結果について、調書の文言の書き方であるとか、あるいは事実関係としての根拠とした他の東日本大震災の時の停電の状況であるとか比較的早期に事実関係が整理できるものについては整理していただいて、次回の時に報告という形で御紹介いただければなというふうに思えます。

それでしたら、概ね今日の結論としては附帯意見として説明すべきこと、分かりやすさという

点については委員からコメントがついたというようなことが分かるようなことは議事録なり何なりで入れていただくとして、議論の主たる結論としては調書に挙げられているもの6つの観点について妥当であるということは認めるという結論でよろしいでしょうか。

また次回、工夫した内容については御報告いただけるということですよ。

○川内水道局工務部長

また事務局と相談させていただきます。

○内田座長

では、長時間になりましたけれど、どうもありがとうございました。

○坂田水道局施設課長

ありがとうございました。

○内田座長

次に移る前に、我々としての確認ですけれども、議事録については事務局が作成して他の全ての委員の方に御確認いただきます。

それと並行して、有識者の意見としての取りまとめという文書について、トータルとしては妥当性があるというような表現ですけれども、どこまでの強さで書くかというあたりについてはいろいろあると思います。委員の皆さんにはある程度整理がついてから御意見をいただきたいと思えます。確定へ向けてやっていきたいと思えますのでよろしくお願いいたします。

○羽東市政改革室長

特に次回までの報告が必要なものにつきましては、例えば東日本大震災の状況等とおっしゃいましたけれども、具体的にこういうものがあればというのを言っていただけると。

○内田座長

その辺について既に議論で出てきたところは議事録を起こして、こんな内容というのは、取りまとめの素案、意見の素案みたいなもので、ちょっと早目につくっていただいて、それをごらんいただいた上でさらに次の時にこんなものは必ず出してもらわないと困るよというあたり、あわせて御意見いただくということでもよろしいですかね。

議題(4)事業再評価について

ア事業再評価実施方針等

○内田座長

それでは、議題4のほうですけれども、今度は事業の再評価ということになります。

まず今回事業再評価対象事業について事務局から説明お願いいたします。

○小林P D C A担当課長

それでは資料4、平成29年度大阪市事業再評価実施方針をごらんいただきたいと思います。

これは今年度事業再評価の実施に当たって必要な事項を定めたもので、内容は昨年度と特に変わっておりません。

まず第1、評価の実施として事業再評価は長期にわたって未着工または継続中である事業、定量的または定性的に分析し、継続の適否等を評価するものでございます。1の事業再評価対象事業ですが、当該年度に事業を完了する見込みのもの、そして90%以上の進捗が図られ、当該年度から5年を経過する年度までに事業完了の見込みがあるものを再評価の対象外にしております。今年度の対象事業は別表に載っておりますので後ほど説明いたします。2の評価の時期でございますが、資料1で説明したとおりでございます。3の評価の視点としましては、事業の必要性、事業の実現見通し、事業の優先度とし、4評価の分類としては5つの分類をおきまして、事業計画についてはA、B、Cと優先度に応じた分類を行い、さらに事業休止、事業中止という分類を設けております。

その次のページをごらんいただきたいと思います。

5の評価の方法でございますけれども、対象となる事業につきまして、まず所管局が様式1の調書を作成しますが、前回の再評価における対応方針が事業継続(A)または(B)であり、今回の再評価における対応方針(案)を同じく事業継続(A)または(B)としている事業、かつ社会経済状況の変化に伴う事業費の変更や事業期間の変更がほとんどない事業。具体的には事業費の増加や事

業期間の延長の10%以内の事業につきましては簡略化した様式2の調書に変えることができるとしております。そして当有識者会議で所管局の調書に基づいて事項内容を説明し、委員の皆様から御意見をいただきます。市政改革室がそれを取りまとめ、その御意見を踏まえて各所管局は対応方針を決定いたします。

次に第2、継続中事業の自己評価につきましては、再評価は5年に一度行いますけれども、その間継続中の事業につきましてもPDCAサイクル推進の観点から前年度の取り組み状況について様式3により所管局は自己評価を行うこととしております。

第3、公表につきましては資料に記載のとおり、ホームページの掲載や市民情報プラザへ配架によって行います。

以上が事業再評価実施方針の内容で参考資料として事業再評価の視点と評価分析の定義を添付し、(A)から(E)の評価分類について具体的にどのような事業が該当するかというポイント等を示しておりますので御参照下さい。説明は以上です。

○内田座長

ありがとうございます。資料4に基づいて実施方針と別表のところで再評価の最終事業について、御意見・御質問よろしくお願ひいたします。

○織田澤委員

国のほうでも事業評価の技術指針が出ていまして、再評価についてはいわゆるこちらでいう評価の視点の(1)必要性、事業の投資効果に関して、事業全体の投資効率性と残事業の投資効率性と、この2つの視点で評価をするということが国のほうの方針になっているかと思ひます。

残事業と事業全体で具体的にどう違うかと言うと、それまでに投資した金額というのは一部の回収可能なものを含めて、いわゆる埋没しますので、そういった費用に関しては取り返せないのであればこれから先の投資効率性を見て投資に値するものはやり切ってしまったほうがいいのではないかという視点かと思ひます。

今回お示しいただいている資料の中でも実際の事業評価の中でも、B/Cがまず数値として上がっていますが、こちらは先ほど申し上げた事業全体に対する評価なのか、残事業に対する評価なのかという点をちょっと伺ひたい。ぜひよろしくお願ひします。

○小林PDCA担当課長

基本的には全事業を対象とするB/Cになっております。

○織田澤委員

今回拝見しているB/Cの値ですと、一番際どいのが1.28ということで最低限値はクリアしているわけですが、制度として今後もしかしたら事業全体で見ると1を切るが、残事業の投資効率比では基準値を上回るという事例も出てこないとは限りませんので、その辺ちょっと制度面の御検討をされてはいかがなというふうに思ひました。

それからもう一点目ですけれども、評価の分類に関してなんですけれども、こちらは大阪市さんの5段階というのは非常に好意的に受け取ってしまひて、国は大きく2段階で、ただし先ほど言ったような2つの効率性の考え方ですが、片方バツで片方マルとなったような事例に関しては事業を見直して進めるというような文言が一応入っています。今回の再評価の事例でも実態として事業の整備水準の見直し等行っていますけれども、この評価の分類に関してはそういった文言がないので、この辺も例えば事業継続(B)であるならば優先度は劣るものの予算の範囲内で着実に実施すると、あるいは限定的な実施にとどまるというような表現ですけれども、実態としても整備水準の見直し、事業の実施方式の見直し等々されるようであれば、評価の分類のほうにもそういった形でできる限り反映されたほうがよろしいのではないかなと思ひます。

○内田座長

今御意見いただきましたけれども、制度の根幹にかかわる話ですので今日ところはコメントをいただいたということで、国の制度と全く同じようにやっていこうと思うという追加しなければいけないことがたくさんあるかと思ひますので、今日のところはコメントをいただいたということで留めておきます。

他御意見、御質問ございませんか。

それでしたら具体的な話に入って、また必要があれば制度の話について質問させていただくということで先へ進めたいと思いますけれども、今日の議題の内容についてまず事務局から御説明いただきます。

議題(4)事業再評価について

イ事業再評価

○小林P D C A担当課長

それでは、お手元の資料の5-1、平成29年度事業再評価対象事業等一覧表をごらんいただきたいと思います。

ここには今年度の再評価の対象となる6事業の概略を挙げております。本日の会議ではそのうち1番から4番までの事業について再評価を実施し、11月21日に予定している第2回会議では5番と6番の事業について再評価を実施したいと思います。再評価理由につきましては6事業のうち5事業が④の前の再評価から5年以上経過し、なお継続中の事業でございます。残り1事業が③の事業開始から5年目の年度において継続中の事業となっております。この一覧表にはその他事業費、事業開始年度、前回すなわち平成24年度の評価時の対応方針を掲載しており、a、b、cの対応方針案、B/C、事業進捗率は今年度の調書から抜粋しております。d、eは事業費の増減と完了年度延長の有無であり、その理由を次の備考欄に掲載しております。事業費の表につきましては、1及び2の事業は該当せず、2及び3の事業費は事業費の減、5及び6の事業は事業費の増がございます。完了年度延長の有無につきましては1、5、6の事業は延長があり、2及び3の事業は新たに完了年度を予定し設定しております。事業費の増減の理由としましては、整備範囲や整備水準の見直し、計画の変更などが挙げられておりまして、完了年度延長の理由としましては事業用地取得の遅れや計画の変更などが挙げられております。

説明は以上です。

【連続立体交差】阪急電鉄京都線・千里線連続立体交差事業

○内田座長

ありがとうございます。引き続き具体的な内容について御説明いただいて、そこから後質疑に入りたいと思います。担当されています局毎にということになりますので、まずは連続立体交差事業について説明いただきますけれども、事業の説明を5分程度でよろしくをお願いします。

○吉田鉄道交差担当課長

建設局鉄道交差担当課長、吉田でございます。よろしくをお願いします。

私のほうからは1番の連続立体交差阪急電鉄京都線・千里線連続立体交差事業について御説明させていただきます。本事業につきましては再評価理由としまして再評価した時点から5年が経過、継続中ということで今回させていただいております。先ほどの一覧表にもございましたが事業開始年度は平成8年でございます。事業再評価の制度ができた以前からやっております。再評価としては今回で4回目を受けさせていただくことになっております。

事業の目的でございますが、本事業は連続立体交差事業ということで地平を走っております鉄道を高架に上げることによって現在道路と交差しております踏切を除却しまして道路交通の円滑化、また踏切事故の解消、鉄道によって分断されている市街地の一体化を図るということを目的としております。また本事業につきましては、区画整理事業と一体整備を行っております。あわせて駅前広場の整備や商店街の再編などまちづくりも推進しているという事由がございます。

お手元にパンフレットも配付させていただいておりますので、またそちらを開けていただいて中も見てくださいながら。本事業は連続立体交差事業でございます。参考に区画整理事業も配布させていただいております。

中を見ていただきますと、今回の事業はX型、赤の部分が事業区間でございますが、淡路駅という駅が真ん中にございまして、この駅を中心としまして左上側、崇禅寺駅というふうにございまして、淡路駅を經由して右下側ということで上新庄駅という駅のほうへ向かいまして、これが阪急の京都線という線でございます。この線路を3.3km、また左下側の柴島駅という付近から淡路駅を經由して下新庄駅を經由しまして神崎川という川を越えます。この先は吹田市域

になりますが事業区間としては吹田市域にちょっと食い込んだ形で全体3.8km、阪急の千里線という路線でございまして、合わせまして全体事業は7.1kmの事業というふうになっております。

この事業によりまして、数字が丸で描いていると思いますが、これが現在ある踏切の位置でございまして、踏切は全体で17カ所ございます。この踏切は高架化されることによって全て除却されて交通の円滑化、また踏切事故の解消が図られるという事業になっております。

この事業に合わせまして、このパンフレットを見ていただきますと赤いところに沿いまして緑色の線がついていると思いますが、これは側道の位置でございまして、調書では附属街路と書いておりますが計8路線附属街路を。全体で約5.9キロの道路となっておりますが道路の整備を合わせて行っていくという事業でございまして。

調書の3番、事業の必要性の視点ということで事業を取り巻く社会情勢等の変化でございまして、本事業につきましては本事業区間で列車の本数は非常にたくさんございます。現在でも1日最大で998本というふうな電車が走っておりまして、踏切で遮断されております車の交通量についても非常に高い値で推移しております。このような状況の中で市民生活に非常に大きな影響を及ぼしておりまして、踏切除却の必要性というのは非常に高い状況にございます。また建設局の運営方針におきましても本事業につきましては重点的に取り組むべき、取り組み方針ということで位置づけさせていただいております。また先ほど来申しております区画整理事業も並行して行っておりまして、区画整理事業につきましては我々の連立事業の範囲を除きまして32年度には完成予定になっておりまして、残る箇所につきましても連立事業と合わせまして完了していく必要があるということで本事業の早期完成が必要となっている事業でございまして。

本事業の定量的な効果としましては交通円滑化効果ということで3つの便益を挙げております。移動時間短縮便益、走行経費減少便益、交通事故減少便益というこの3便益となっております。便益につきましては③のところで費用便益分析マニュアルを準拠しまして費用便益比につきましては1.28というふうになっております。また定性的効果としましては5つほど挙げておりますが、交通量の円滑に伴う周辺環境の改善、災害時における避難路及び緊急車両の進入路の確保などの防災性の向上、市街地整備の促進、沿道土地利用の高度化、また高架下の利用の促進、広域的な道路ネットワークの充実というような形で5点挙げさせていただいております。

以上を踏まえまして事業の必要性の評価としましては評価AからCという形で評価させていただいております。

続きまして、裏面にいっていただきまして事業の実現の見通しの視点ということで、今回ここにつきましては事業開始時点と前回評価と今回評価だけ載せさせていただいておりますが、4回目の再評価となっております。前回からの変更点でございまして、先ほどの一覧表にもございましたが事業期間を平成27年度に事業期間7年延伸させていただいております。それによりまして前回の評価時点から高架切替予定29年度が36年度、事業完了予定32年度が39年度と変更となっております。事業規模等は変わっておりません。

進捗率でございまして、資料についております図3等を見ていただきますと工事の裏面から用地の進捗が書いておりまして、工事につきましては平成20年着手して以降、順次工区を着手して行っておりまして現時点で全工区が工事着手済みとなっております。用地取得率につきましては約93%となっております。物件数でいいますとあと16件が残っているような状況でございまして。総事業費につきましては1,625億円、うち既投資額が766億円となっております。進捗率としましては図4にも示しておりますように約47%の進捗率となっております。事業内容の変更ということで、先ほど来申し上げますように事業期間を7年延伸させていただいております。これにつきましては事業用地の取得のおくれということが主な原因となっております。事業が長期化している理由につきましても事業用地の取得に関しまして、用地取得を行いますために必要な用地境界の確定というものが非常に不明確な箇所がこの地域に多くございまして、それに先立ちます境界確定に相当の時間を要しているということが1つございまして。また事業採択が平成8年度、平成8年度着手になるのですが、それ以降用地買収を着手しておりまして、当時バブルがはじけたばかりのころでございまして、それ以降20年ほどたちますがやはり土地価格が下落傾向ということでなかなか補償金額と希望額との乖離によりまして用地交渉が難航しているところで用

地交渉が長期化しているということになります。

6番でございますが、コスト縮減や代替案の可能性ということで用地取得の難物件の買収につきましては土地収用制度というものを活用しまして計画的に進捗を図っていくこととしております。工事につきましては平成20年9月に着手しまして、用地取得の完了した箇所から順番にありとところから工事を着手していくこととしておりまして、現在は全8工区同時に並行して効率的に工事進捗を図っているところでございます。これらによりまして、事業実現見通しの評価でございますが、工事工程に影響を及ぼす用地取得につきましては概ね完了しておりまして、残りの案件につきましても契約に向けて精力的に交渉を進めているところでございます。また交渉が決裂した場合は土地収用制度へ移行することによって計画的な進捗を図る取り組みを行っております。工事につきましては全8工区にて、用地取得の完了した箇所、工事のできる箇所から順次工事進捗を図っておりまして、平成36年度の高架切替、39年度の事業完成は見込める見込みとなっております。

先ほどの事業の見通しの評価ということで評価をAとさせていただいております。また事業の優先度の視点による評価ということでこちらも評価Aとさせていただいております。重点化の考え方としましては先ほど来申しておりますような踏切除却によりまして道路交通の円滑化、踏切事故の解消、また市街地の一体化を図るためにも非常に重要な事業だと考えております。また鉄道の高架化、環境側道の整備によって災害時における避難路、緊急車両の進入路の確保など防災性の向上に寄与する事業だと考えております。また同時並行しております区画整理事業につきましては39年度事業完了を目指しております事業工程の整合を図る必要がございます。局運営方針におきましても重点的に取り組む経営課題と位置づけておりまして、重点的に予算を配当し投資をして事業を推進していくこととしております。

事業が遅れることによる影響でございますが、繰り返しになりますがこれらの事業効果の発現が遅れると、また市街地の一体化が遅れるということになってまいります。また広範囲に工事を行っておりますので地域住民の生活環境の悪化というものが懸念されておりました、これらが長期化することになってきます。また区画整理におきましては高架切りかえ後に現在の鉄道敷にも換地される方がおられますので、こちらの方への換地が遅れるということで、区画整理事業の進捗に直接影響を及ぼすこととなります。

これらを踏まえまして、評価を事業継続(A)とさせていただいております。

特記事項がございますが、本事業連立事業につきましては、交付金事業ということで国からの補助金をいただいております。事業を今後円滑に進めていくためには、あと残事業約860億円の事業費が必要ですが、こちらを安定的に国のほうにも要望しながら安定的に確保していく必要がございます。

最後、これら踏まえまして対応方針でございますが、事業継続(A)とさせていただいております。本事業につきましては踏み切りを除去し交通の円滑化、踏切事故の解消を図り、また区画整理と一体的に都市基盤整備を図ることによって防災や市民生活の基盤となります道路ネットワークを充実すると共にまちづくり及び商店街等の活性化に必要な事業だと考えております。本事業が遅れることによりまして、事業効果の発現が遅れることはもとより工事に伴う地域住民の生活環境の悪化の長期化や区画整理事業の進捗に直接影響を及ぼすため、計画的に事業進捗を図る必要があるというふうに考えております。

用地取得の交渉につきましては、難航している部分につきましては、土地収用制度を活用しまして、計画的に進捗を図っていきたいと思っております。また、用地取得が完了した箇所から順次工事を行いまして、引き続き工事進捗を図っていきたいと考えております。また、局運営方針におきましても重点的に取り組む課題とさせていただいております。引き続き区画整理事業と連携しながら重点的に予算を投資しまして、平成39年度の事業完了を目指してまいります。

最後、取り組み方針でございますが、繰り返しになりますが、事業効果を目指しまして事業継続させていただきまして39年度の事業完了へ向けて重点的に実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○内田座長

ありがとうございます。今御説明いただいた調査の内容について、いかがでしょうか。織田澤委員、いかがですか。

○織田澤委員

確認で伺いたのですけれども、ここに挙げられている総事業費っていうのは補助金等で賄う分も含めたトータルの事業費ということですか。

○吉田鉄道交差担当課長

そうでございます。全体事業費です。

○内田座長

山本委員、いかがですか。

○山本委員

事業用地取得がなかなか難航しているっていうのが、工期が伸びていくってことの主な原因だと思いますけど、今でも用地取得率が93%までできていてそこ自体は順調に進んできてはいるのでしょうか。というのは、前回の評価の時点、平成24年3月の時点では32年度の完了予定になっていて、今回そこから5年たった平成29年3月には平成39年度ということになっていて、24年の時点で8年後にできると言っていたのが今は10年後にできるというふうになっていて進捗しているし、難航している部分をうまく進んでいっているのになぜ10年っていうふうに伸びているのかとか、そのあたり説明いただけないでしょうか。

○吉田鉄道交差担当課長

用地取得ですが、図3に進捗状況を載せさせていただいておりますが、こちらに載っておるもので言いますと、用地取得残物件16件ということになってはいますが、例えば下のほうにこの番号が振っておる部分が残っている物件の数でございます。例えば①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨というところは事業用地としては取得が必要な部分ではございますが、鉄道の工事には直接影響しない部分、先ほど申しました側道を整備するのに必要な用地部分となっております。逆にこの一番上でいきますと⑮とか⑯とかっていう部分はここに構造物そのものができ上がってくる箇所となっております。

ですので、この⑮、⑯が用地取得できないと工事そのものが着手できないと、一方でこの①から⑨っていうところは取得が今できてなくても工事は進めていけるようなことになってはまして、この前回の再評価時点では直接工事に影響する部分っていうのはもうちょっとございました。はっきりとは覚えてないですけど、10件分という形でございまして、27年度に事業期間延伸させていただいた時には8件そういった物件が残っておりまして、この27年から今までの間で5件解消できているとして残りが3件、直接影響するということになります。そういった部分も残っている、直接影響する部分を踏まえまして27年度に事業期間を再度見直し、その取得をするのに要する期間も踏まえまして工程を再度おき直しまして、7年やはりかかるということで工期のほう延伸させていただいております。

前回の時点では用地が残っていてそれも速やかに取得できるであろうということを前提に29年の高架切りかえ32年の事業完了でしたが、27年度の工程の見直しの際にはそういった用地の残っている部分も交渉経過等も踏まえまして、あと何年用地取得にかかるであろうと、それプラス工事があと何年かかるだろうということを踏まえた形での工期の算定ということでさせていただいたので、今回こういう形になっている状況でございます。

○山本委員

ありがとうございます。もう一点ですけど、基本的にその用地の取得に時間がかかるというところ以外の部分についてはそれなりにスムーズに、何か予算的な話とかは特に問題なく予定どおり進んでらっしゃるということでよろしいですか。

○吉田鉄道交差担当課長

そうでございますね。用地取得の問題さえなければ工事はそんなに難工事っていうところじゃないですけど、確かに沿道が近接しておりますのでそういったところ気を使いながら夜間工事でき

るだけ控えるとかいうこともあります。工事は順調に進んでおります。

一方で予算につきましては、国のほうの予算は非常に厳しい状況でございます。内示率も低い状況ではございますが、何とか我々補正予算等も国のほうに要望しながら、予算によって工事が遅れることがないようにということで進めさせていただいているということでございます。

○内田座長

松井委員、いかがですか。

○松井委員

高架の切りかえの予定を平成36年度ということで計画されていますけれども、今年度から36年度までの間で用地買収は何年ぐらいで終わって、あと工事期間をどれくらい見込んでいるのかを教えてくださいませんか。

○吉田鉄道交差担当課長

用地の取得につきまして、あとこの1、2年で全て、先ほど申し上げました支障になる部分については1、2年で買収できるようになると。

○内田座長

それは収用の可能性も。

○吉田鉄道交差担当課長

我々が考えている1、2年の中での交渉の経過を見ながら難しいとなれば土地収用の形に。

○内田座長

支障する3カ所については、今後1、2年のうちに確実にという方針をもう定めていると。

○吉田鉄道交差担当課長

そういうことです。計画的に用地収用していくと。

○内田座長

残りの13カ所については。

○吉田鉄道交差担当課長

事業期間完了までに順次買わせていただくということで。

○内田座長

そこまで急に収用しなくても、交渉を積み重ねていくということですかね。

○吉田鉄道交差担当課長

そうですね。残りの分については任意交渉という形でやらせていただきながらという形で。

○織田澤委員

細かい話をお伺いしますけれども、費用便益の比率を見ると事業費が大きいつてもありますけど、1.28と際どい値ですけど、マニュアルですと日交通量を配分したりしてピーク時の混雑をとらえられてないとかよく問題視されていますけど、そういった理解で本当のピーク時の交通を見ると、これより大きいというような、ちょっと答えにくい質問ですけど、日平均で算出されているということでピーク時の時間の短縮まで正確に捉えられてない可能性があるという一般的理解でよろしいでしょうか。

○吉田鉄道交差担当課長

そうですね。一般的な形でさせていただいています。

○内田座長

他いかがでしょうか。それでは確認させていただきますけれども事業必要性の視点については最上位のAだし、それから裏側に参りまして、事業の実現見通しの視点も先ほど支障が懸念されるところについても確実にということ言っていましたので評価がAと、事業の優先度というのもAでトータルの事業継続最優先であるAというような対応方針ですねと。これで妥当だということよろしいでしょうか。

何か他に付ける意見はございませんか。確実に進めて下さいということよろしいでしょうか。

○吉田鉄道交差担当課長

はい、頑張っていきたいと思っております。ありがとうございます。

【住区基幹公園整備事業】御幣島中央公園整備事業、大和川公園整備事業

○内田座長

どうもありがとうございました。

では、次ですけれども。公園整備事業、建設局ですけれども公園整備事業ということで今回2事業が挙がっております。まとめて2事業に関する説明をしていただきまして、まとめて最後確認だけは別々にさせていただきたいと思っております。2つの事業について申しわけないですけれども10分以内でご説明をお願いします。

○竹野公園緑化部調整課長

建設局公園緑化部調整課長の竹野と申します。よろしくお願ひいたします。

まず初めですけれども資料5-4となっております公園整備事業実施状況について御説明させていただきたいと思っておりますので、お手元の公園整備事業実施説明資料をごらんいただきたいと思っております。

まず建設局の平成29年度の運営方針ですけれども、魅力ある都市空間の創出に向けた良好な都市環境の創出に取り組むということや、新たな緑を創出すると共に全ての緑を良好に保全・活用していくというようなことで、うるおいのある良好な都市環境の形成を図り、南海トラフ巨大地震を踏まえた対策強化のため災害に備えた都市基盤施設の機能拡充を図り、安全・安心な市民生活を実現することとしているような方針を持っております。

公園整備事業につきましては、本市全体計画におけます位置づけということで平成25年度に策定いたしました新・大阪市緑の基本計画におきまして3つの基本方針を挙げさせていただいております。その中の1つの基本方針であります、緑の基盤を構築する「災害に強い都市空間の創出」や「人と自然が共生する都市環境の創出」に位置づけた形で方針を進めさせていただいております。

また大阪市地域防災計画の地域防災アクションプランにおきましても「避難施設の確保及び防災空間の整備」に、避難場所となる都市公園の整備が位置づけられているというようなところでございます。

裏面見ていただきまして、事業箇所のところですが、現在事業認可、都市計画の事業認可を取得して事業を進めているようなところでありますとか、再評価の対象となっております公園につきまして実施させていただいております。

その次のページですけれども事業費の推移のところですが、過去の公園事業全体の事業費の推移を示させていただいております。平成19年度から比較しますと決算額約92%というような形になっておりまして、また次のページ見ていただきまして事業の推移のところの公園事業全体のうち、今回対象としていますような新設の公園整備の事業費につきましては平成20年度に大幅に33億円から17億円というような形で削減ということが起こっております、その後は横ばいの状況というようなことで、厳しい財政状況の中で新設事業につきましても平成26、27年における用地の再取得ですね、その費用を除きますと平成19年度に比べると低い水準で推移しているというような現状がございます。

続きまして、選択と集中ということで事業の考え方のところも、全体の考え方のほうを見ていただきますと新設関連事業につきましてはピーク時から、これはもっと前、19年度からもっと前にさかのぼりますと329億円ほどありましたけれども、現在は22億円と大幅に減少しております。引き続き本市の財政状況非常に厳しい状況ですけれども今後も事業費確保に努めていきたいというふうに考えてございます。

このような状況のもとで今後の公園整備につきましては事業認可を取得するなど着実に事業進捗している公園がありますとか、関連事業ですね、まちづくり全体で進めているような大きな需要があるようなもの、さらに既に用地取得済みの未整備の公園などを整備し早期に開設をして限られた財源の中で公園事業の促進を図っていききたいといった形で整備の考え方を持っているようなところでございます。

次のページですけれども、実施中の公園事業ということで現在実施しているような公園事業の進捗を示しております。今回事業の対象になります御幣島中央公園、大和川公園につきましては、整備面積ベースでいきますと御幣島中央公園はまだ整備できておりませんので0%ということで、

大和川公園のほうにつきましては71%ということになります。また事業費ベースにおきましては御幣島中央公園では66%、大和川公園では98%ということになっておりまして、公園事業全体の説明は以上ということにさせていただきます、引き続き今回の再評価の内容の説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

資料のほうは5-5というところにまいりまして、今回御審議いただく案件につきましては平成24年度に事業再評価対象となりました御幣島中央公園と大和川公園という2公園になってございます。それではお手元の調書5-5のところですけども、これについて沿って説明させていただきたいと思っております。

まず事業概要ですけれども、御幣島中央公園ですが西淀川区御幣島4丁目にございまして、淀川から分岐する神崎川沿いにあるおいのある都市景観を形成し、近隣に居住する方々の利用に供する近隣公園というようなことで、面積2.3ヘクタールの都市計画決定を行って事業進めているところでございます。

裏面に移らせていただきまして事業の進捗状況ですけれども、4の②の事業規模をごらんいただきたいと思っております。公園用地の2.3ヘクタールは既に用地の取得を行っておりますが、公園の整備率についてはまだ0%というようなことになっております。

表面の3の①の事業を取り巻く社会経済情勢等の変化でございますが、本市の都市公園整備状況につきましては、他の政令市に比べ少ない状態というようなことになってございまして、先ほども説明させていただきましたけれども近年の厳しい財政状況の中で公園事業費も年々縮小しておりますけれども、そんな状況の中かなり予算確保が厳しいというような状況になっているというところでございます。

続きまして3の事業の必要性の視点のところでございます。費用便益分析を国の基準に基づき行いました結果、B/Cは2.66というようなことになってございまして、本事業の投資効果は十分あるという判断で考えております。

また事業の必要性のところでございますが、レクリエーション空間の提供や都市の防災性の向上、うるおいのある都市景観の形成などさまざまな効果を提供できることから公園事業を実施していく必要があると考えているところでございます。

4-⑦のところをごらんいただきまして、ちょっと太字になっておりますけれども事業実現の見通しの指定というところがございますけれども、先ほども検討させていただきましたとおり既に用地が取得してございますので、この整備につきましては今後予算の範囲内で着実な整備を進めまして、平成32年度の事業完了を目指して進んでまいりたいというように思っております。

方針につきましては、市街化が進んだ本市の近隣公園として主に近隣の居住される方々の利用に供することを目指しておりまして、貴重なオープンスペースを提供すると共にレクリエーション、防災機能の向上の効果が期待されまして、このような地域における本公園の重要性は高いというように考えております。また本市の公園整備状況につきましては先ほども申し上げましたように、他の政令都市と比べて少ない状況でございますので、当公園も現状、広場として地域で既に利活用されてございまして、広場の機能の一部を発現しているものの、公園利用者の利便性の向上でありますとか、維持管理上必要であるような最低限の整備を実施いたしまして、事業を完了させて公園として供用していく必要があるというように考えてございまして、そのためにコスト縮減を図りながら予算の範囲内で着実に事業実施を務め、平成32年度の完成を目指して進めたいと思っております。そのようなことから評価分類は事業継続の(B)というような形で考えているところでございます。

御幣島中央公園は以上でございまして、続きまして大和川公園整備事業の説明をさせていただきます。大和川公園につきましては、本市の最南端といいますか、南側に流れています大和川沿いに計画しております。大和川沿いに良好な河川景観を生かした公園ということで、うるおいのある都市景観を形成し、周辺住民のスポーツレクリエーションや地域コミュニティの活動の場、災害時の避難場所の機能を有して、36.2ヘクタールを都市計画決定しております。そのうちの4カ所の事業認可を取得いたしまして、公園整備を進めてございまして、今回の再評価対象ということになってございます。裏面にいかしていただきまして、都市計画決定面積は36.2ヘクタールで

あり、事業認可面積が6.6でございます。お手元の資料にありますような形で、今回の評価対象の範囲になっております事業といたしましては①～④です。図面でいいますと①、②の区域につきましては既に整備が終わっているところございまして、残る③、④の独立区域につきまして、③の地域は用地を全て所得しているようなところでございます。④につきましては、整備は既に完了していますが、一部用地の取得が残っているということになってございます。

また表面に戻っていただきまして、表面の3-①の事業を取り巻く社会情勢の変化のところでございますけれども、先ほどの御幣島中央公園と同じようになりますけれども、本市の都市公園の整備事業につきましては、他の政令市に比べて非常に少ないということ、さらに、予算が年々縮小しておりまして予算の確保が厳しいというような取り巻く状況になってございます。

事業必要性の視点ですけれども、費用便益分析を行いまして、B/Cは、2.68という結果が出ておりまして、投資効果は十分であるというふうに考えております。

さらに、事業の必要性といたしましてはレクリエーション空間の提供、防災性の向上、うるおいのある都市景観の形成などさまざまな効果の発現があるというようなことからこの事業を実施する必要があると考えております。

裏面見ていただきまして、4-⑦ですね、事業実施の見通しですけれども、今後は利用実態に合わせた整備方針を地元や区などと協議・調整し予算の確保に努めながら、事業の進捗を図ってまいりたいと思っております。また、未取得になっている用地につきましては引き続き交渉を進めたいというふうに考えております。本公園は大和川の良好な自然的環境と開放的な空間を享受する本市でも数少ない風致公園ということがございまして、レクリエーションや防災性の向上など多数かつ重要な機能を有する都市レベルの公園であります。また、本市の都市公園整備状況は、先ほどと同様ですけれども他の政令都市に比べて低い状況でありまして、本市の公園の必要性は高いというふうに考えてございます。

現在は整備が完了したところから、順次市民の方々へ供用して未整備の分につきましては広場として、地域で利活用していただきまして広場機能の機能としての一部、効果発現していますけれども御幣島中央公園と同じような形で公園利用者の利便性の向上と維持管理上、必要であるような最低限の整備を実施し事業を完成させて供用していく必要があるというふうに考えております。そのため、コスト縮減をさらに図りながら引き続き事業を進めていくということから対応方針(案)に関しましては事業継続(C)というような形としております。

説明、以上でございます。御審議の程よろしくお願ひしたいと思います。

質疑応答・意見聴取（御幣島中央公園整備事業、大和川公園整備事業）

○内田座長

ありがとうございます。どこからでも結構ですが、松井委員、いかがですか。

○松井委員

大和川公園のほうは対応方針(案)が事業継続(C)ということで、御幣島中央公園のほうは事業継続(B)としていますけれども、その違いというのは何でしょうか。

○竹野公園緑化部調整課長

違いですけれども、申し上げましたとおり非常に予算状況が厳しいという状況がございまして、順次公園整備を進めております。御幣島中央公園に関しましては既に地元の調整にも入りかけている状況があるということと、土地もしっかり確保できているというようなこともございますので、整備に入りやすい状況にあるということもございまして、まずはそちらから入っていった予算確保しながら引き続き大和川公園にというような意味でこういう評価にさせていただいたところです。

そういうことで、御幣島を先に整備を終わらそうというようなことがございますので、これで(B)と(C)と表現させていただいております。

○松井委員

進捗率だけを見ると大和川公園を先に実施してはどうかという気もしますが、やはり御幣島中央公園のほうは、より取り組みやすいといえますか重要だということでしょうか。

○竹野公園緑化部調整課長

御幣島中央公園も用地が取得できており、公園整備の中では用地取得というのは非常に時間と予算がかかる場所ですので、そこはクリアでき、大和川公園も同じですけども、その意味で全く整備できてないというようなどころでできるだけ早く効果を発現させたいというような位置づけでございます。

○内田座長

関連してですけれども、大和川公園が川沿いにずっと点在しているのがありますよね。調書の裏側、7の対応方針の理由のところでは状況がこの文章だけでは分かりにくいですが、未開設の部分を現状、広場として地域で利活用して広場機能の一部を発現しているとなっていますけれども、同じ公園なのに一方は(B)で一方はなぜ(C)なのかという観点からすると、大和川公園は実際のところどういう状況ですか。

○竹野公園緑化部調整課長

未整備のところの状況としましては、御幣島中央公園も大和川公園も同じ似たような状況でございます。

○内田座長

広場としては既に機能しているのですか。

○竹野公園緑化部調整課長

広場としてはどちらも機能はしております、地元の方が利用調整していただきながら使っている状況にあるということです。現状、公園として開設する設備はまだ整っていませんので、そういうところをしっかりと公園として供用して誰もが公園として使えるような形の整備を実施し、公園として供用したいと考えています。

○内田座長

織田澤委員、いかがですか。

○織田澤委員

御幣島中央公園に比べると大和川公園は周辺にも公園があって、また未整備のところはグラウンドか何かで利用されているけども、他のところは既に供用されていて公園としてのアメニティを周辺住民の方は享受できていると、そういう理解で優先順位を御幣島中央公園のほうにつけてるということですね。

○竹野公園緑化部調整課長

大和川公園は全体が大和川沿いを都市計画していますので、36ヘクタールという広い計画をしていますので、そのうちの6.6ヘクタールを先行して整備しているイメージです。その6.6ヘクタールの中でまだ整備できてないところが、今回ありますような③とか④のところの、ほとんど④のところはできていますので、③のところだけが一部できていないというような状況です。

○内田座長

正司委員、いかがですか。

○正司委員

この事業整備の方針かも知れませんが、この36ヘクタールの都市計画決定自体はどこかで検討を始めたほうがいいのではないかという気が非常に強くします。

○竹野公園緑化部調整課長

実は平成25年度に大阪市内の都市計画公園全て一度見直しをかけております。その際に、約43ヘクタールぐらいの整備予定を一旦36ヘクタールに見直しております。もともと整備できていない部分というのが大和川の河川敷のエリアでして、大和川の河川敷はまだ河川としての整備が済んでいないというようなどころもございますので、まだ着手できておりませんので将来的に大和川の河川整備が進めば公園も整備していきたいと思っておりますが、その目途もないのでまだ先の話になるというようなどころでございます。

○内田座長

山本委員、いかがですか。

○山本委員

公園の整備はこれからですよ。実施中事業の御説明いただいた資料の中で、必要性が高そう

なものを選び、予算的にもどうかとか、さまざまな観点を考慮して順次やっていっているという中の、今回たまたまその2つがこのタイミングで再評価の対象になったというそういうところですよ。全体的に本当にこれがというのをここで検討できるかっていう問題もそもそもあるような気がしますけど、他のところ全体を見て順次実施しているというその一部というところですよ。

○竹野公園緑化部調整課長

全体を見ながら順次進めているというようなところです。

○山本委員

いずれもこれは必要性がなくなったということではなく、ただ予算的な話で必要性のところは御幣島中央公園のほうは(B)で、大和川公園のほうは(C)というふうを実現するというそういうことですよ。分かりました。

○内田座長

大和川公園のほうですが調書を拝見していると事業概要の③事業内容でトータルとしての面積は36.2ヘクタールの都市計画決定の範囲で、いろいろ分割されたりしていますので、その中で事業実施の可能性があるところから事業認可を取得して、それぞれの区域で面積規模に応じて、街区公園、地区公園として開設しているということと、B/Cの計算3-③の大規模公園の費用対効果の計算の仕方を算出というのは整合性がとれているのでしょうか。

○竹野公園緑化部調整課長

公園としましては、事業全体でというよりも、今回はこの6.6ヘクタールを対象にしているのですが、公園のほうが将来的には大規模公園という形になっていきますので、それを見据えた形で大規模公園の分析マニュアルをそのまま採用しています。

○内田座長

結局その従事者の範囲とかも、その辺の考え方から根本的に変わってくるのではないかなと思いますけど。よろしいですか。

○竹野公園緑化部調整課長

それは確かに大規模の公園と小規模では多少違ってまいります。

○内田座長

将来うまく全体が機能した時のB/Cを出しているわけだから大丈夫という理解でよろしいですか。

○織田澤委員

もう1つよろしいですか。具体的に大規模公園の場合はトラベルコスト法というのですか。どのような工法。

○竹野公園緑化部調整課長

そうですね、大規模の場合はトラベルコスト法と間接利用価値で公園が存在していることの両面からやっております。

もう一方の小規模の場合につきましては、トラベルコストなしで、公園があるかないかの存在価値を分析しているという形になります。

○織田澤委員

この大規模公園と利用者が認知して、遠くからコストをかけていらっしゃるだろうかというのが、多分内田先生との問題意識とつながっていますけれども、小規模な公園が連なっているということが、果たして利用者の認識として大規模な公園という、そういうような施設と捉えられるかということですね。

○竹野公園緑化部調整課長

そうですね。現状は部分的に整備しておりますので、そういう地域の方には多いですけども、将来的には公園でつながってまいりますので、そういう大規模な公園という認識で利用いただけるものということで、こちらのマニュアルを採用しているところでございます。

○織田澤委員

この調書の点線が全部公園、堤防が全部公園の施設ですか。

○竹野公園緑化部調整課長

そうですね。ちょうど住之江区の南港の近くの所から東住吉区の4番の所までを公園として計画されております。

○内田座長

いかがでしょうか。2点どちらでも疑問点があれば。大丈夫ですか。

確認させていただきたいと思えますけれども。

まず、資料5-5、御幣島中央公園整備事業に関して、1枚目の一番下のところですね。事業の必要性の評価については最上位(A)~(C)となっています。裏にまいりまして、真ん中あたり、4-⑦事業の実現見通しの評価については(B)、5事業の優先度の視点というのは(B)、トータルとしては事業継続(B)。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ただ、なぜ(B)になったかということについて、全体とのバランスでというようなことが、なにかもう少しうかがえるようなことはないのでしょうか。逆に(C)につけているほうにつけるべきなのか、どちらなのかよく分からないですね。

○山本委員

その点に関連してですが、今日いただいた資料のどこかに載っているかも知れませんが、全体で見ると(A)がいいですか、(B)がいいですか、(C)がいいですかみたいな感じで多分やってはると思えますけど、気になった点をお伺いしていいですか。

この公園事業の実施中事業一覧の中で、それぞれどれぐらいずつ、どういう年度にどれを実施してきたかというところで、結構飛び飛びのところがありますが。

特に今回は、御幣島中央公園では、すごい間があいていますよね。御幣島中央公園の進捗率の推移という最後のスライドですかね。

○竹野公園緑化部調整課長

そうですね。御幣島中央公園につきましては、用地を取得し終わったのが平成11年ですかね。ここで取得しておりまして、そこから整備に着手できていなかったというような状況でございますので。

○山本委員

すごく飛び飛びになっているのとか、今回いただいている資料ですと、上から5個目の。

○竹野公園緑化部調整課長

毛馬桜之宮ですか。

○山本委員

そうです。こことかも、なんかすごく飛び飛びに着手されているようなところがありますけれども、これもだから今回も、御幣島中央公園では一応このまま29年から32年の4年で終わる予定だという形になるのか、またなんか飛び飛びになって今度別の所という形でやったりされるのかとか、そのあたり余りイメージがわからないのでお聞きできればなと思っております。

○竹野公園緑化部調整課長

まず、毛馬桜之宮公園ですけれども、この公園は大川沿いの河川敷を中心として都市計画しております。ここの部分で河川敷を占有されている方や、また、不法占拠されている方もいますけれども、そういうところが解消されたところから整備を行うことがございますので、そういうところで、まず整備できる場所ができたところで着手していらっしゃるところがございますので、飛び飛びがあったりという形ございます。

御幣島中央公園につきましては、この29年度から事業に着手いたしまして、この32年を目指して進めていきたいと思っておりますので、基本的には飛び飛びになることなく整備していきたいと思っております。

○山本委員

ありがとうございます。

○内田座長

関連して、公園事業となると本当に、どこが優先とかいうのは客観的な判断というのはなかなか

かしづらいところがあって、横並びで見て、進捗具合とかでというような感じになってくると思いますが、単独で優先順位を決めるというのは困難で、ですから今回も用意していただいているようなことも含めて、山本委員から御指摘があったような、どこまで終わっているか、実際その時にどれくらいの金額だからこちらのほうが優先できるとかというようなことがうかがえるような関連資料ですね。今回も用意していただいていますけれども、これからも、もう一工夫して出していただけると、(B)なのか(C)なのか(D)なのかという判断の妥当性については議論しやすいかと思えますけど。

○竹野公園緑化部調整課長

分かりました。以後そうさせていただきます。

○内田座長

今回の事業に関しては、いかがでしょうか。

資料5-5では、御幣島中央公園については対応方針、事業継続(B)となっております。

資料5-6に移って確認させていただきますと、大和川公園のほうに関しては、事業の必要性については、御幣島中央公園と同じく最上位。裏側に回りまして、事業の実現の見通しに関しては、まだ一部阪和貨物船跡地についての話を書いています但事業継続(C)。

次の優先度、このあたりからが実は他とのならびでどうなのかなというところが私としては、御幣島中央公園が(B)で、大和川公園が(C)という違いが分かりにくいところもありますが。

いかがでしょうか。関連が分かるような資料を今後また引き続き、工夫していただくということをお願いしておきたいと思えますけども、今回の案件に関して調書にあがっている内容、それから内容方針について妥当だということでもよろしいかと思えますが、御意見いかがでしょうか。織田澤委員いかがでしょう。

○織田澤委員

基本的に委員長のおっしゃっていただいたことでよろしいかと思えますけど、先ほど投げかけられて私、その時ぱっと状況がつかめていなくて、先ほどの大和川公園の便益の計測等々に関する点ですけど、これ調書自体が非常に分かりづらくなっているなという印象を受けます。というのは、③の費用便益の総費用は567億円と書いていますけど、裏面の総事業費を見ますと268億円という感じで、調書自体が説明をよく拝見しないと分かりづらくなっています。

○竹野公園緑化部調整課長

先ほどと説明が間違っていたようでして、総費用567億円というのは全体にして36ヘクタールの方で、こちらに書いている総事業費268億円というのが6.6ヘクタールの方です。

○織田澤委員

例えば、先ほどの正司先生がおっしゃられていた、これはあくまでも1つの可能性ですけども、都市計画を考えようとか、そういう長期的な事業ですので、そうなった時にこの大規模公園の算定法が果たしてこの時点で妥当なのかというのがあると思えますので、例えば、現状ですと先ほどの4つの地点が、一定程度距離をおいて公園事業される状況を、仮に小規模と見積もったらどんなぐらいなのかなというのを、本題的にはこういう検討をされたほうがいいのかと思えますけれども、残事業費12,3億円ですので、その辺はまさに、行政費用対効果の問題だと思えますので、あくまでも参考という形で申し上げさせていただきます。私としては、先ほど申し上げたとおりでこの調書自体がちょっと混乱を招くような書き方になっていますので、もうちょっと一度整理していただけたらと思います。

○竹野公園緑化部調整課長

はい、分かりました。

○内田座長

それでしたら、便益の算出の仕方の基本的な考え方については今後の宿題として置いて、資料5-6の大和川公園の方でよろしいですね。対象としているエリアの広がりに関して不明確になっていますので、そこについては明記していただくということでもよろしくお願ひします。

○竹野公園緑化部調整課長

明記いたします。

○内田座長

他の委員の皆さんいかがでしょうか。

○正司委員

感想だけなので聞き流してもらってもいいです。

一応広場として使われているのだったら、マニュアルどおり便益を出したらちょっとまずいのではないかと、ふと思いました。これマニュアル自体の問題だと思いますので、自治体さんだけの判断では動きにくい。

○内田座長

整備したことによって、乗っかってくるわけではないでしょという。整備効果とは言えないのではないのでしょうかということですね。

○竹野公園緑化部調整課長

途中の段階とっていただければ。もともと何もない、公園がなくなって前は宅地だったところが公園になるという。今途中の段階になるというふうに考えていただければと思いますけれども。

○内田座長

現実には公園ではないという。

○正司委員

事業再評価としては途中の段階でも評価しないといけないですね。

○織田澤委員

暫定供用で便益が出ています。そういうことですね。現在は。

○竹野公園緑化部調整課長

はい、現在はそういうことです。

○内田座長

暫定供用便益ですね。それを本格供用した分だけ算出するのと違いますかというパターンです。疑念もあつたりしますけれど。

○織田澤委員

先ほどちょっと申し上げた残事業費と、残事業の効率性の観点で評価するとそこが多分正司先生の御指摘で、もう少し丁寧に配慮されないといけないということですね。

○竹野公園緑化部調整課長

そういうことですね。理解しました。

○内田座長

これも感想ですけども、公園のことについて余りがりがりとB/Cというところもあるので、やはり他のものとの横並びでこの順番が妥当ですよというふうなものの方が私の感覚にはフィットします。

○竹野公園緑化部調整課長

分かりました。

○内田座長

それでは、結論を確認させていただきます。今回の事業の意見に対する直接的な宿題ではないですけども、今回の件に関しては、資料5-6、便益とかの算出の範囲とかについて前提条件とか明記するという1点については修正をやっていただくということにして、判断とか対応方針については妥当ということよろしいでしょうか。

○竹野公園緑化部調整課長

はい。

○内田座長

ありがとうございました。

【港湾緑地】鶴浜緑地整備事業

本日の直接的な案件に関しては最後になります、港湾局の案件です。それでは、時間が短くて恐縮ですが、5分程度で事業の説明をお願いします。

○角谷施設管理課長

港湾局施設管理課長の角谷でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、鶴浜緑地整備事業につきまして御説明させていただきます。

まず、再評価の様式1にのっとりまして説明させていただきますけれども、再評価の理由につきましては、記載のとおりでございます。国庫補助事業以外の事業の前回事業評価を受けたのが平成24年でございます。5年経過して現在も継続中ということでございますので、今回事業再評価をお諮りするものでございます。

調書2の事業概要の②の事業目的でございますが、本事業は大正区鶴浜地区におきまして海に面した特性を生かした商業、住宅の拠点形成すると共に、防災性の向上にも寄与するまちづくりをめざすというものでございます。本緑地事業はその一環として水目空間を活用した親水緑地を整備するものですが、一方で大阪港港湾計画並びに大阪市地域防災計画におきまして防災緑地としても位置づけられておりまして、災害時には鶴浜地区内の耐震強化岸壁から移送される緊急物資の一時保管場所でありまして、三沢基地などの災害緊急対策活動に資するオープンスペースを提供していくということにしております。

③の事業内容でございますが、全体面積としましては、6万4,000㎡ございまして、北側部分が5万5,000㎡、南側が細長いところでございますけれども9,000㎡でございます。そこに園路、植栽、オープンスペース、照明施設、便所、それから魚釣り開放区域、運動場、駐車場などのものを整備していくということにしております。平成29年度現在、運動施設及び駐車場合わせて約1万2,000㎡、それと魚釣り開放区間50mを共用してございます。これは資料の3ページを見ていただきますと図面がございまして。

続きまして、調書の3でございますが、この事業の必要性の視点のなかの①社会経済情勢等の変化についてでございますが、まず、鶴浜地区のまちづくりにつきましては、集客やにぎわいの核となる商業施設、これIKEAさんでございますけれども、平成20年度にオープンしてございます。また、本年の2月には東京インテリア家具がその横にオープンしまして、鶴浜地区での集客数は増加しております。ただ、その東側にございます住宅機能につきましては平成26年度より入居が始まっている市営住宅とそれから平成30年、来年の4月から分譲予定でありますフジ住宅、これが0.9ヘクタールでございますけれども、まだこの2点にとどまっているという状況でございます。本市の財政状況が非常に厳しいということでございまして、本事業につきましては平成25年度以降、事業進捗が図られていない状況にありますが、先ほど申しました運動施設は平成25年度に共用しておりまして市民の皆様の利用が始まっております。また、未共用部分につきましても災害時には、この東側になりますけれどもオープンスペースとして利用できる状態になっているということでございます。

調書の③の費用便益分析でございますけれども、平成24年度より大規模公園費用対効果分析手法マニュアルよりまして算出してございまして、費用便益比は6.75となり、投資効果がある事業となっております。

続きまして、⑤の事業の必要性の評価において本緑地は水辺空間を活用した海と親しみふれあえる場を創出する緑地であり、大阪市地域防災計画においては災害応急対策活動に資する緑地として位置づけられていることから、評価はA～Cとしております。

次に、調書の4でございますが、事業の実現見通しの視点でございます。事業費につきましては、調書の③のところに記載しておりますけれども、平成29年度までの投資額は2.8億円でございます。総事業費は12億円ということで、事業開始年度より変更はございません。

次に、調書⑦の事業の実現見通しの評価としましては、本緑地の早期完成の実現は先に申しましたように厳しい状況であることから、既に整備または一部供用されている緑地及びその他の基盤を活用しながら土地利用を促進させ、まちづくりを進めることが現実的であると判断しまして今回評価を(D)としております。

次に、調書5でございます。事業の優先度の視点の評価の事業が遅れることによる影響についてでございますが、本緑地がしないことによる土地利用の促進に影響を及ぼすことは懸念されませんが、既に緑地の一部が利用開始されていることや、災害時に必要なオープンスペースが一定確

保されていること、本緑地の主たる利用者である地区内の居住者がまだ少ないという状況を勘案しますと、事業の完成におくれが生じても重大な問題は生じないのではないかとこのように考えております。よって、本市のこの財政の厳しい状況の中では本緑地の整備を早急に実施する必要性は高くないというふうに考えておまして、今回評価を(D)としております。

以上のことから、調書7対応方針(案)としましては、鶴浜緑地整備事業は大正区鶴浜地区の港湾環境の改善や交流機会の増加など地域の活性化に寄与すると共に、災害時には防災緑地として機能することから、その必要性は変わっておりませんが、当地区の魅力あるまちづくりの実現、土地利用の促進のための事業進捗を図る必要はあります。しかしながら現実的に事業を進捗させるには困難な状況であることから、一旦、事業休止(D)としまして現在検討を進めております、この鶴浜地区の土地利用全体計画の変更に合わせて本緑地の規模、整備内容の見直し、実現性の高い事業計画の検討を行い、住民の増加など土地利用の進捗状況に合わせて事業の再開を目指してまいりたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

質疑応答・意見聴取（鶴浜緑地整備事業）

○内田座長

ありがとうございました。

確認させていただきましても、再評価の実施方針の最後のところに参考資料として評価分類、事業休止(D)というのは、当面事業進捗が見込めず、実施時期の見直しやコスト縮減、代替案等により進捗阻害要因を排除する必要があるため、中止ではないが、事業を一時休止する事業となっております。今回は、全体の土地利用計画を踏まえて内容自体見直すことも含みの事業休止ということでしょうか。

○角谷施設管理課長

そうです。一旦考える時間もいただいて、改めて事業再開に向けて進めたいと思っております。

○内田座長

昨年度の案件であったかと思っておりますけれども、再開する時に再開しますよというのは別にこの組織自体の手続きとしては関係ないということでしたか。

○小林P D C A担当課長

事業を再開する場合には、本有識者会議で審議することとなっております。

○織田澤委員

未整備の場所については、現状は原っぱみたいな感じですかね。そこで近くの住民の方が何か利用できるのか。

○角谷施設管理課長

図の3を見ていただきますと、北側、右側のほうでございますけれども、この点線が北側の緑地の予定地でございますけれども、グラウンドにつきましては、先ほども言いましたようにオープンしています。その南側の緑地ゾーンってところが原っぱという状態で、平らといいますか土地造成は終わっていますので今後するとしますとここに盛り土であるとか園路であるとか、いろんな森をつくっていくとか、そういうことを考えていかないかんような状態です。ですから、今の時点では例えばこの地区でイベントなんかがありますと、その土地を貸して下さいというのはありました。最近ですと東京インテリアさんがオープンの時に物すごくお客さんがこられますので、道路渋滞のこともありますので一時、ひと月ほどですけども駐車場としてお貸ししたことはございます。

○織田澤委員

その一定程度、空地としての機能を果たしてられるってことだと思いますし、防災の観点からもそういう機能を担うことができるということですね。休止っていうことのコストを考えた時に、いわゆる機会費用ですね、要するに例えば今言ったような利用、公的な利用以外に、そういった機能を保ちながら民間にも払い下げてしまうといったような可能性みたいなものはありますか。

○上溝開発調整課長

開発事業対応する土地といたしましては、この緑地を使わなくてもその他の土地ですね、この

図面で指してみますと下側の部分であるとか、こちらにまだ宅地も残っておりますので、そちらのほうで需要に応じて相談を受け付けているというような状況でございますので、緑地をなくして売却していくということまでは考える必要はないかというふうに。

○織田澤委員

そういう意味での機会費用はなくて今の利用で一定の機能を果たしているというような理解ですね。よく分かりました、ありがとうございます。

○内田座長

ただ、業務ゾーン1.8ヘクタールとか交通機能ゾーンというのは、こういったゾーン分けはしているけど、そのままその思惑どおりになるかどうかはまだ分からないという状況ですよ、今のところは。

○上溝開発調整課長

そうですね。まだ売却する、こちらからまだ小物の段階には至ってなくて、まだ今、市場の調査といいますか、事業者さんとのヒアリングなり意見交換をしている状況でございます。さらに、交通機能ゾーンというところございますけども、こちらのところももとは、地下鉄の車庫用地になっていたところですけども、実は今その計画がなくなっておりまして、今後、売却なり商業機能であるとかそういう機能ですね、少し誘致転換していくことも今後考えていきたいというふうに思っています。

○内田座長

このエリア全体の大きな見直しということが必要だという認識のもとで休止になるということですね。

○上溝開発調整課長

そうですね。地区全体の、今言いましたような土地利用のあり方というものも見直していかないとはいけませんので、緑地につきましても緑地の部分含めて少し規模であるとか整備内容についても考えていきたいと思っています。

○織田澤委員

先ほどの大和川の公園の時にもちょっと申し上げましたが、この1枚目の③費用便益の、例えば総費用の数字と裏の総事業費の数字が多分想定されている事業の枠が違うことによって異なっていて、何となく混乱をするということですので、何か付記していただくとか、何かこの152億円のうちの議論の俎上に上がっている12億円がどの部分であるとかということが正確に分かるようにしていただけるといいかなと思います。

○内田座長

便益のほうは、他のエリアの広がりというよりは、どの費目まで積んでいるかというところが利いているのだと思いますけども、裏面のほうは緑地整備とかで直接かかる事業費がいくらという、積み上げている費用項目が違うので明示していただきたいと思います。

○角谷施設管理課長

分かりました。

○内田座長

いかがでしょうか。確認させていただきましても、結論としては事業休止(D)ということですので、この判断は妥当ということでもよろしいでしょうか。

誤解を招きかねない費用便益の金額に関することについては、どこを対象にして算出している数値かというのが分かるように明記していただくということでもよろしく願います。

どうも、ありがとうございました。

では、今日議論の対象になった各事業について、ここはもう少し修正したほうがいいところ、気づかれたところがありましたらおっしゃっていただいて、その分の取り扱いについては、まず素案のすり合わせについては事務局と私のほうで調整させていただいて、メールですとか、あるいは次回の会議で皆様に御確認いただくということで進めさせていただきたいと思います。よろしく願います。

議題(5)継続中事業の自己評価結果について(報告)

それでは、議題の5、継続中事業の自己評価結果についての御報告ということですので、よろしくお願ひします。

○小林P D C A担当課長

それでは継続中事業の自己評価結果について報告させていただきます。お手元の資料6、平成29年度継続中事業の自己評価結果をごらんいただきたく思います。

資料1枚目は今年度の自己評価の対象となる25から27年度の再評価実施事業の自己評価結果をまとめたものでございます。この間に再評価を実施した事業は37ありまして、そのうち対応方針は事業継続(A)から(C)の事業を36、事業休止または中止の事業が1つございます。事業継続(A)から(C)の36事業は全て継続中ですので、今年度の自己評価の対象となります。自己評価の結果は対象の36事業のうち、28年度に取り組み方針に沿って実施できたとする事業が25、取り組み方針に沿って実施できなかったという事業が11でございます。

それでは資料の6の次に、事業評価後の取り組み状況まとめた資料を添付していますのでごらんいただきたく思います。28年度に取り組み方針に沿って実施できなかったとする11事業につきまして見ていきますと、25年度再評価事業では3ページの本庄西天満線整備事業、それから東野田河堀口線整備事業、4ページの尼崎平野線整備事業、5ページの豊里矢田線整備事業、正蓮寺川北岸線整備事業ですね、これら全て28年9月に建設局のほうで策定しました都市計画道路の整備プログラムに沿って都市計画道路の整備の進め方、重点化の考え方を改めて整理した結果、完了予定年度を見直すこととなったため、取り組み方針に沿って実施できなかったという分類にしております。

なお、各事業とも用地交渉や買い取り要望への内容など可能な範囲で事業の進捗を図っておりまして、今後も予算の範囲内で事業実施に努めることとなっております。

それから6ページの国道479号清水共同溝整備事業につきましては工事の支障となる占用物に関する調整に時間を要し、完了予定年度の見直しを行ったことから取り組み方針に沿って実施できなかったという分類にしておりますが、今後の工事の進捗を図って32年度の事業完了を目指すこととなっております。

次に26年度、再評価事業では9ページの新庄長柄線整備事業、桜島東野田線整備事業、それから10ページの東野田河堀口線整備事業について、先ほどと同様に都市計画道路の整備プログラムに沿って、都市計画道路の整備プログラムに沿って都市計画道路の整備の進め方、重点化の考え方を改めて整理した結果、完了予定年度を見直すことになったため取り組み方針に沿って実施できなかったという分類にしております。

また、11ページの咲洲コスモスクエア地区ペDESTリアンデッキ整備事業につきましては、整備計画ルート上の民間土地の開発が進まず、整備事業に着手できなかったものでございますが、本年5月の地区計画変更による用途緩和等によって、整備計画ルート上の民間開発が進捗する可能性が高まっており、引き続き土地所有者と協議してペDESTリアンデッキの整備を進めることとなっております。

そして、12ページの27年度再評価事業では淀川北岸線整備事業について都市計画道路の整備プログラムに沿って、都市計画道路の整備の進め方、重点化の考え方を改めて整理した結果、完了予定年度を見直すこととなったため取り組み方針に沿って実施できなかったという分類にしておりますが、今後も予算の範囲内で着実な事業実施に努めるということとなっております。

説明は以上でございます。

○内田座長

ありがとうございます。御報告ということですので、何か確認されたいことがありましたらお聞きしようと思ひますが、いかがでしょうか。

○織田澤委員

このような形の経年で評価を続けられているというのは大阪市さんのオリジナルですか。他でもされていますか。非常に精力的というか、大変すばらしいなと思ひて拝聴しました。

○内田座長

こういったようなフォローアップが毎年行われるということですので、ただ今日、これも時間

かけられていますからあれですけども、気づかれたことがありましたら御指摘いただければ事務局のほうが適切にちゃんとチェックを入れてもらえると思いますので、よろしくをお願いします。

その他 大阪市P D C Aサイクル推進要綱の改正について

それでは、議事次第、最後の3のその他、大阪市P D C Aサイクル推進要項の改正についてということで事務局からお願いします。

○小林P D C A担当課長

それではお手元の資料7、大阪市P D C Aサイクル推進要項改正案をごらんいただきたいと思っております。これは今回の本要項改正のうち、建設事業評価に関する箇所を抜粋したものでございます。

まず大規模事業の定義を定めた第2条の第4項でございしますが、除外する事業として既に外部有識者によって、大阪市建設事業評価有識者会議と同様の審議がなされているものという項目を追加しております。これは当有識者会議の審議の対象となる事業であっても既に所管局が主催する有識者会議等によって、当有識者会議と同様の視点で外部有識者の評価を受けている場合は、当有識者会議を審議の対象から除外することとしたものでございます。

次に第6条でございしますが、改正によって第2条に当有識者会議の名称が最終で出てくることに伴い文言の修正を行うものでございます。

最後に事業再評価の対象事業を定めた第7条第1項において、その第2号は事業開始後5年目で未着工または継続中の事業、第3号は前回の事業再評価から5年以上が経過してなお継続中の事業としておりますが、今回の改正でそれぞれにただし書きを設け、第2号には事業再評価実施以降、都市計画変更を実施した場合にはその変更を実施した年度から5年以上が経過し、なお未着工または継続中の事業。

第3号には事業再評価実施以降、都市計画変更を実施した場合においては、その変更を実施した年度から5年以上が経過し、なお継続中の市の事業としております。

これを都市計画変更の際に当有識者会議と同様の視点で事業の審議が行われますので、その時点から改めて起算して次に事業再評価の実施年度を決めようとするものでございます。

説明は以上です。

○内田座長

ありがとうございます。その他ということですけども、再度確認させていただきますと。2つ目は形式的な話ですが1つ目と3つ目、共通しているかと思えます。同じようなところで議論したことについては繰り返しやる必要はないよねということで簡略化したということでしょうけれども、確認ですけども第2条の改正案のところとこれ2条元の文言もそうですが、ただし、次の事業については除くことができる。除かないこともあり得るということですのでよろしいですね。昨年度あった案件なんかでどこまでもう1回議論するという必要性について事態を議論の対象としたりしましたけれども、場合によってはかけたほうがいいよというような話も出てくるかも知れないという理解でよろしいですか。

○小林P D C A担当課長

はい、結構でございます。

○内田座長

他御意見等ございませんでしょうか。

○小林P D C A担当課長

実は、今年度の大規模事業評価の対象事業を決めるに当たっても、座長へ相談させていただいております。除外する事業は、事前に相談させていただいたうえで除外を決定しております。

○内田座長

基本的には今までと同じ扱い方でしたけれども、明示したという。

○小林P D C A担当課長

これまでも同じ扱いでしたけども、それを明示したものでございます。

○内田座長

よろしいでしょうか。それでは予定の時刻をちょっと過ぎてしまいました。これで本題につ

いては終わりたいと思いますが。

○山本委員

今の点、ごめんなさい。これ書き方というか、どうですかねという。同様の審議って何とかがですね、結局その前で想定している具体的なものがあるのですしたら、そこで審議がなされたものって書いてしまうほうがいいのかとかですね、同じかどうかというところですね、一応今回有識者会議自体が今こうして開いている趣旨ってものが本当に一緒なのかとかいう、まず同様かどうかの議論が出てくるのだったら想定しているそれを書いてしまえばいいのかっていうのが1つと。

○小林P D C A担当課長

事業再評価も大規模事業評価も評価の視点がございますので、その評価の視点をもって外部有識者の方が一定評価をされているということが、同様のという言葉の趣旨です。

○山本委員

だからそんなに解釈でもめるところではないと思うのでいいとは思いますがね。

○正司委員

同様じゃなくて同等とかそういう言い方でしたら。

○山本委員

同等も何か同じような。

○内田座長

他の具体にあるのであればそれらの審議会とか何とか会とかいう名称を書くほうが誤解はないのではないですか。

○山本委員

そういうことです。一応できる、除くことができるを書いてありますので、もう1回やりたい時できるっていうのはまたそれはそれでいいと思うので、同じとか同様とか準ずるとかそういうのを書くと、それどこまでだという解釈が出てくるのが気になったということだけです。

○内田座長

基本的な趣旨としては、我々が判断した時に既に他のところで議論していて、こっち側の判断と多分一緒になるだろうとか、こちらのほうが狭い範囲しか議論しないのにさらにダブっていかげなものかなというようなことについてはやらなくてもいいよというぐらいの規定だというふうには私は理解しています。

○山本委員

分かりました。「と誰々が判断した時」っていうのをすると規定としてはそういうのがいいのかなと思いますけど、別にそんなに強く推すわけではないですけど。

○内田座長

その辺の確実な誤解を与えない表現については直接事務局と調整していただいてもよろしいですか。

○山本委員

はい、大丈夫です。もう一点だけよろしいですか。同じような話で。今度はその第7条のほうですかね、3点目のところが、完了する見込みのものとかいうものですがこれ一定以上の事業進捗が図られるとかいうのも全然だから何を指しているのかが正直見ても、誰がその一定以上を判断するのかがその辺全くよく分からないところがあったりするのでもし御検討が必要であればまた、一緒に協議していただければと思います。

要項の中に一定以上っていう言葉が入っていたら全然意味をなさないので、どうでもいいところですけど、見ていてすごく気になってしまっ。

○小林P D C A担当課長

具体的には毎年度、実施方針を決めますので、その実施方針の中では細かく明記することとしております。

○内田座長

御指摘を踏まえてというところで、ちょっともんでいただいて検討いただければと思います。

逆にその辺は誤解ですよということもあるかも知れないですから。他の規定との役所の中における内的整合性という話もあると思います。

○山本委員

もっといって大規模事業とかですね、再評価っていうものについて、ちゃんとした手続きを踏んでいないじゃないかと住民の方が怒った時には細かいとこまで追いかけていって、これが必要か必要じゃないかとかいうところをちゃんと見てくるということも考えられなくはないので、その辺もちゃんとしています、それがこれですと示しやすい形で何かつくるほうが本当はいいかなと思います。

○内田座長

ただ単に内部の申し合わせでは終わらないという御指摘ですよ。

○山本委員

そうですね、それが本当にそれで裁判で違法になるかとかいうのはつながるかどうかはさておき、やっぱり住民の方の不満につながるようなことがもしかしたらあるかも知れないので。

閉会

○内田座長

ありがとうございました。それでは以上かと思しますので、事務局から何かありますでしょうか。

○式地P D C A担当課長代理

長時間皆さまありがとうございました。先ほども座長から発言ありましたとおり、本日議論いただいた内容につきましては、事務局のほうで取りまとめを行いまして、メール等で確認させていただくということでよろしく願いいたします。

また、第2回の有識者会議につきましては11月21日の火曜日、午後2時より開催させていただきます。案内はまた追って御連絡させていただきたいと思しますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

○内田座長

それではこれで会議を終了いたします。どうも長時間にわたり御協力いただきましたこと誠にありがとうございました。